

平成22年度成田国際空港周辺
航空機騒音測定結果報告書

平成24年1月

千葉県環境生活部

【まえがき】

成田国際空港は、昭和53年5月に4,000メートルのA滑走路を整備、開港し、その後、平成14年4月にA滑走路と平行する2,180メートルのB滑走路を暫定平行滑走路として供用を開始しました。平成21年10月にはB滑走路を北側に320メートル延伸し2,500メートルとし、現在、4,000メートルA滑走路と2,500メートルB滑走路の2本の滑走路をもつ国際空港へと変化しています。

県では、空港周辺での航空機騒音の分布状況と環境基準の達成状況を把握するため、空港設置者である成田国際空港株式会社(NAA)や周辺市町と連携し、固定測定局による常時監視を実施しているところです。

成田国際空港においては、航空機騒音による影響を軽減するため、低騒音型機の導入、飛行高度や飛行コースの管理、さらには深夜・早朝の飛行禁止などの対策がとられてきたところですが、未だ航空機騒音に係る環境基準が達成されていない地域があること、年間発着が平成22年3月に20万回から22万回へ拡大され、23年10月にはA滑走路とB滑走路の同時離着陸等の運用方法が変更されるなど飛行場を取り巻く状況が変化していることから、適宜国及び空港設置者に対し、環境基準の早期達成について要請しているところです。

本報告書は、平成22年度における空港周辺の固定測定局91局の騒音測定結果をとりまとめ、環境基準の達成状況を整理したものです。

本報告書が今後の航空機騒音軽減対策に役立てば幸いに存じます。

平成24年1月

千葉県環境生活部大気保全課長 日浦 博昭

【測定結果の概要】

県では、成田国際空港周辺における航空機騒音の分布状況を把握し、環境基準の達成状況を把握するため、昭和53年の開港以来、夏季及び冬季に継続的に実態調査を実施するとともに、主要地点に固定測定局を設置し常時監視を行ってきたが、平成14年度からは空港周辺に設置されていた県、周辺市町及び空港公団（現：成田国際空港株式会社）の固定測定局を再配置するなど、常時監視体制を強化し、（財）成田空港周辺地域共生財団が一元的に処理したデータにより、環境基準の達成状況を評価している。

平成22年度における常時監視の結果では、環境基準達成率は67.4%（環境基準評価対象局86局中58局において達成）であり、近年は達成率が上昇しているものの依然として環境基準を上回る測定局が見られる。

空港の総発着回数は、平成3年度から平成9年度までは、1日当たり概ね340回とほぼ横ばいであったが、航空旅客数及び取扱貨物量の増加に伴い、平成10年度に360回余りに増加した。さらに、平成14年4月の暫定平行滑走路の供用開始により14年度はA滑走路、暫定平行滑走路合わせて483回と大幅に増加した。15年度は、イラク戦争、SARS発生等の影響で減少したものの、その後増加し続け、19年度には1日当たり530回と、これまでの最高となった。20年度は原油価格の高騰や世界的な景気後退により、また、21年度は前年度から続く景気後退や新型インフルエンザの流行により、2年連続で減少した。21年10月にB滑走路が供用開始し、22年度は1日当たり524回で21年度より増加している。なお、21年度から22年度の総発着回数を滑走路別に見ると、A滑走路は6.6%減少し、B滑走路は21.3%増加となっている。

一方、低騒音型機の比率は、開港時50%前後であったが年々増加し、昭和62年度冬季に95%を超え、平成5年度冬季以降は99%前後で推移してきた。さらに、平成14年度以降低騒音型機以外は飛行できないこととされたことから、低騒音型機の比率は100%となっている。なお、県が設置している固定測定局のうち、A滑走路周辺（継続）10局の測定結果では、航空機騒音の最大騒音レベルの年平均値は、開港当初と比べると低下している。

測定結果の詳細については、財団法人 成田空港周辺地域共生財団が公表している次の資料を参照してください。

平成22年度

成田国際空港周辺航空機騒音測定結果（年報）

http://www.nrt.or.jp/main/sou/sou_nepou_index.html

目 次

I 測定結果概要

1 測定目的	1
2 測定期間	1
3 測定体制	1
4 集計処理と公表	3
5 測定結果	
(1)WECPNL、騒音レベル及び平均騒音測定機数	3
(2)環境基準達成状況	3
(3)騒音コンター	6
(4)WECPNL 値の逆転現象	7
6 測定結果等の推移	
(1)最大騒音レベル	9
(2)WECPNL	9

II 資 料

(1) 固定測定局一覧	14
(2) 固定測定局月間値の推移	16
(3) 固定測定局測定結果の経年変化	18
(4) 平成13年度までの航空機騒音実態調査(夏季、冬季)による環境基準達成率	19
(5) 継続固定測定局測定結果の経年変化 (WECPNL:13局)	20
(6) 継続固定測定局測定結果の経年変化 (パワー平均値:13局)	21
(7) 平成13年度までの実態調査継続測定地点における WECPNL の推移(6地点)	22

III 参考資料

1 成田国際空港の概要

(1)空港の概要	23
(2)飛行経路概略図	25
(3)総発着回数の年度別推移	27
(4)機種別離着陸比率集計表	28
(5)成田国際空港(旧新東京国際空港)の経緯	29

2 航空機騒音に係る環境基準について

(1)航空機騒音に係る環境基準について(環境庁告示)	37
(2)航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る 法定受託事務の処理基準について(環境庁大気保全局長通知)	39
(3)航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定(千葉県告示)	41
(4)航空機騒音に係る環境基準について(環境庁大気保全局長通知)	42
(5)航空機騒音に係る環境基準について(新環境基準)	44
(6)航空機騒音に係る環境基準の一部改正について(環境省水・大気環境局通知)	46

3	航空機騒音に係る関係機関に対する要請等について	48
4	空港周辺環境対策の体系	55
5	航空機別騒音コンターの比較	56
6	用語の説明	57

I 測定結果概要

1 測定目的

成田国際空港周辺における航空機騒音については、季節的、経年的変化及び環境基準の達成状況を把握するため常時監視を実施している。

2 測定期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

3 測定体制

平成13年度までは、千葉県及び関係市町村が合同で夏季・冬季の2回に分けて広範囲の実態調査を実施し、その調査結果により環境基準の達成状況を把握してきた。

その後、千葉県、関係市町及び空港会社では航空機騒音を常時監視するため固定測定局を設置し、これらの集計処理は各々の機関で独自に処理してきたが、平成14年度からは財団法人成田空港周辺地域共生財団(以下、「共生財団」という。)の航空機騒音データ処理システム(以下、「共生財団システム」という。)により一元的に処理することとなった。

さらに、平成14年4月の暫定平行滑走路の供用開始に合わせて関係機関により新たに27局の固定測定局が増設され、広範囲の監視が可能となった。これらにより夏季、冬季の実態調査は終了し、平成14年度以降は「共生財団システム」により一元的に処理された固定測定局の測定結果を基に環境基準の達成状況を把握することとした。

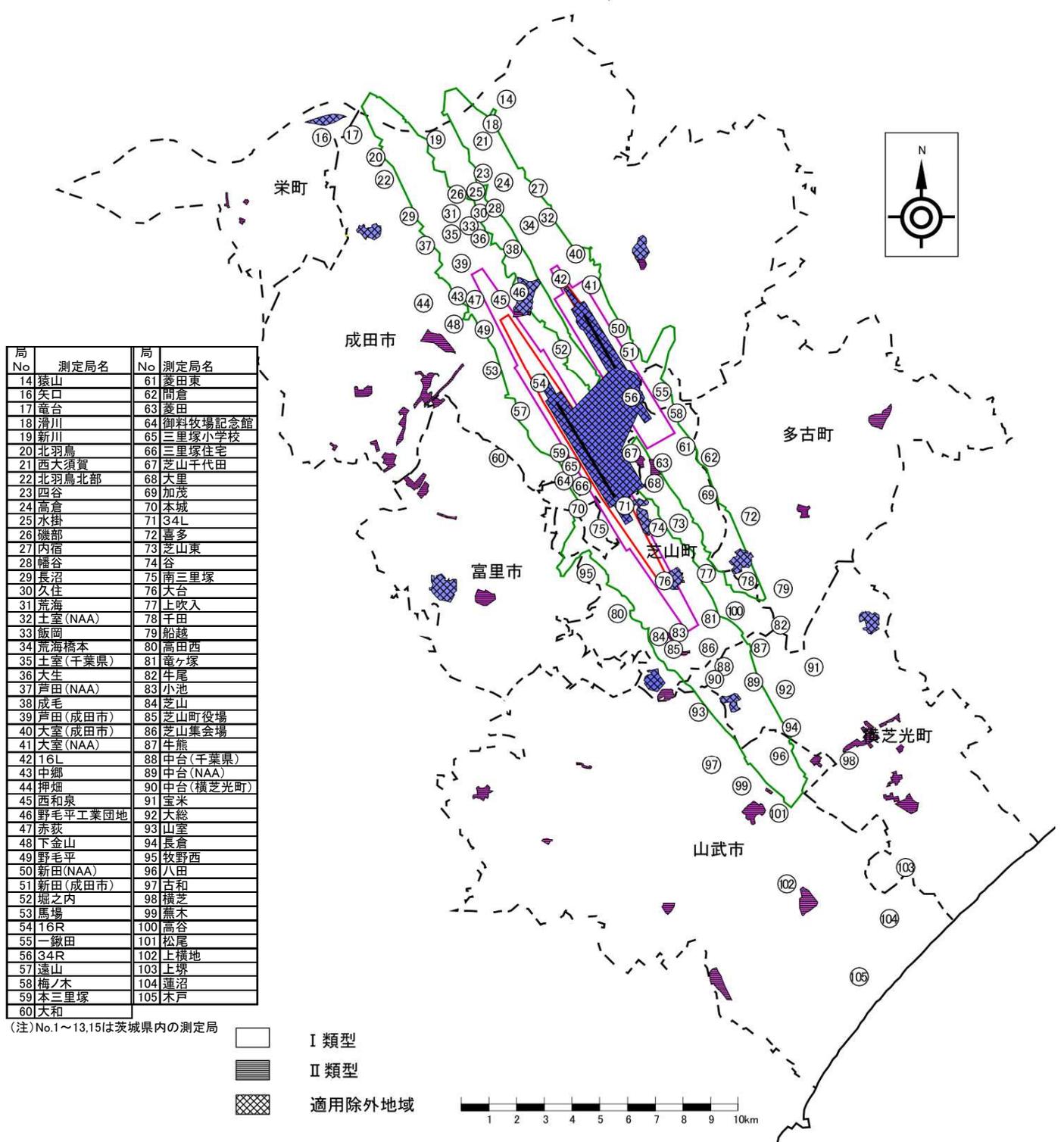
平成22年度現在、県内の固定測定局数は91局となっており、関係機関別の設置局数を表1に、その位置を図1に、固定測定局の概要をⅡ資料(1)固定測定局一覧に示す。

表1 機関別の固定測定局設置数

関係機関名	13年度	14年度	15～18年度	19、20年度	21年度	22年度
千葉県	14	23	23	23	23	23
成田市	21	23	24	24	25	25
芝山町	8	9	9	9	9	9
横芝光町	1	1	1	1	1	1
山武市	1	1	1	2	2	1
多古町			1	1	1	1
成田国際空港(株) (NAA)	15	29	29	29	29	31
合計	60	87	88	89	90	91

(注) 16年度以前の成田市には旧下総町及び旧大柴町の固定測定局を含む。

图1 固定测定局位置图



4 集計処理と公表

「共生財団システム」の稼働(平成14年4月)に伴い、共生財団が関係自治体及び成田国際空港株式会社(NAA)の固定測定局航空機騒音測定データをオンラインで収集し、日報及び月報等を作成して関係自治体等に配信するほか、インターネットにより広く県民等に情報公開(http://www.nrt.or.jp/main/sou/sou_index.html)を行っている。

なお、年間の測定結果については、学識者や関係自治体、NAA等で構成する「航空機騒音監視評価委員会」において評価後確定されている。

5 測定結果

(1) WECPNL、騒音レベル及び平均騒音測定機数

各固定測定局における平成22年度の測定結果の概要は、表2のとおりである。

また、月間平均値の推移はⅡ資料(2)固定測定局月間値の推移、経年変化は(3)固定測定局測定結果の経年変化のとおりである。

(2) 環境基準達成状況

成田国際空港については、昭和53年8月に、周辺13市町村の全域(空港用地及び工業専用地域を除く)に航空機騒音環境基準の地域類型(I類型:70WECPNL:II類型:75WECPNL以下)の指定を行っている。

平成22年度は、環境基準評価対象地点86局(すべてI類型地域)のうち58局(達成率:67.4%)において環境基準を達成しており、環境基準の達成状況は表3のとおりである。

表3 固定測定局における環境基準達成状況

年度		14	15	16	17	18
環境基準対象局数		82局	83局	83局	83局	83局
環境基準	達成局数 (達成率)	34局 41.5%	42局 50.6%	39局 47.0%	39局 47.0%	42局 50.6%
環境基準適用除外		5局	5局	5局	5局	5局
年度		19	20	21	22	
環境基準対象局数		84局	83局 [※]	85局	86局	
環境基準	達成局数 (達成率)	45局 53.6%	49局 59.0%	56局 65.9%	58局 67.4%	
環境基準適用除外		5局	6局 (16L局含む) [※]	5局	5局	

(注)1 指定類型:指定地域は、全てI類型(環境基準 70WECPNL 以下)

2 適用除外:空港敷地内 3局、工業専用地域 2局

※ 16L局は平成20年11月から、B滑走路の延伸に伴い、旧測定局から北へ約670m移設を行った。このため、平成20年度は年間値及び環境基準の達成状況の評価を行わない。

表2 成田国際空港周辺航空機騒音固定局 測定結果概要(22年度)

(空港北側)

連番	局No	所在地	測定局名	環境基準の類型	WECPNL			騒音レベルdB(A)		測定機数 年平均 機数/日	WECPNL 21年度年 平均	騒音 区域	管理者
					年平均	適合状況 ※1	日最大	年平均	最大				
1	14	成田市	猿山	I 類型	57.1	○	63.7	61.9	81.5	79	59.0	無指定	成田市
2	16	栄町	矢口	I 類型	61.6	○	66.8	65.2	78.2	117	62.2	無指定	千葉県
3	17	成田市	竜台	I 類型	65.1	○	70.8	68.6	81.8	122	65.6	無指定	成田市
4	18	成田市	滑川	I 類型	66.3	○	71.6	68.6	88.1	182	66.3	第1種	千葉県
5	19	成田市	新川	I 類型	67.7	○	72.5	68.9	82.9	208	68.1	無指定	千葉県
6	20	成田市	北羽鳥	I 類型	68.8	○	73.4	71.8	85.9	134	69.6	無指定	成田市
7	21	成田市	西大須賀	I 類型	72.0	×	77.4	74.1	91.8	201	69.9	第1種	NAA
8	22	成田市	北羽鳥北部	I 類型	66.8	○	71.8	70.0	82.2	130	67.5	無指定	成田市
9	23	成田市	四谷	I 類型	69.7	○	74.4	70.8	87.6	234	68.3	第1種	千葉県
10	24	成田市	高倉	I 類型	75.7	×	82.0	77.0	94.5	228	73.3	第1種	千葉県
11	25	成田市	水掛	I 類型	66.5	○	71.5	68.1	81.8	191	67.7	無指定	成田市
12	26	成田市	磯部	I 類型	69.6	○	74.5	72.1	83.8	148	70.1	第1種	成田市
13	27	成田市	内宿	I 類型	62.8	○	68.9	65.2	86.1	164	65.3	第1種	NAA
14	28	成田市	幡谷	I 類型	66.7	○	71.4	68.0	90.0	212	68.1	無指定	成田市
15	29	成田市	長沼	I 類型	68.8	○	74.4	71.5	84.8	144	69.3	無指定	成田市
16	30	成田市	久住	I 類型	67.5	○	72.3	68.5	87.4	221	68.4	無指定	NAA
17	31	成田市	荒海	I 類型	74.2	×	79.2	76.3	92.9	157	75.2	第1種	NAA
18	32	成田市	土室(NAA)	I 類型	65.0	○	70.6	66.8	86.9	195	68.1	第1種	NAA
19	33	成田市	飯岡	I 類型	71.9	×	76.3	73.7	86.2	178	72.2	第1種	NAA
20	34	成田市	土室(千葉県)	I 類型	80.4	×	86.3	82.2	101.4	214	77.5	第1種	千葉県
21	35	成田市	荒海橋本	I 類型	73.9	×	79.3	76.3	94.3	153	75.2	第1種	成田市
22	36	成田市	大生	I 類型	71.9	×	76.8	74.2	86.4	157	72.4	第1種	成田市
23	37	成田市	芦田(NAA)	I 類型	69.3	○	74.6	71.8	85.2	153	69.9	無指定	NAA
24	38	成田市	成毛	I 類型	66.1	○	71.4	69.0	84.7	131	68.6	無指定	成田市
25	39	成田市	芦田(成田市)	I 類型	75.3	×	80.1	77.6	92.2	158	76.2	第1種	成田市
26	40	成田市	大室(成田市)	I 類型	66.2	○	72.1	68.3	88.8	175	69.7	第1種	成田市
27	41	成田市	大室(NAA)	I 類型	67.4	○	73.2	68.0	88.9	244	72.6	第1種	NAA
28	42	成田市	16L	I 類型	87.0	×	92.8	87.4	104.1	289	84.6	第2種	NAA
29	43	成田市	中郷	I 類型	70.2	×	75.2	72.7	86.6	149	70.3	第1種	NAA
30	44	成田市	押畑	I 類型	62.3	○	68.0	66.0	78.0	119	62.5	無指定	千葉県
31	45	成田市	西和泉	I 類型	77.1	×	82.3	79.5	95.8	153	78.2	第2種	千葉県
32	46	成田市	野毛平工業団地	適用除外	71.7		76.9	74.4	86.4	143	72.1	第1種	成田市
33	47	成田市	赤荻	I 類型	71.3	×	76.3	73.9	86.9	151	71.8	第1種	成田市
34	48	成田市	下金山	I 類型	64.6	○	70.0	69.2	81.2	94	65.0	無指定	成田市
35	49	成田市	野毛平	I 類型	72.8	×	78.0	75.6	89.8	143	73.1	第1種	成田市
36	50	成田市	新田(NAA)	I 類型	68.0	○	74.2	68.3	88.3	245	67.8	第1種	NAA
37	51	成田市	新田(成田市)	I 類型	68.7	○	74.4	69.1	89.7	221	70.5	第1種	成田市
38	52	成田市	堀之内	I 類型	70.6	×	74.7	72.0	95.9	196	71.2	第1種	成田市
39	53	成田市	馬場	I 類型	67.7	○	73.6	71.4	84.7	118	68.0	無指定	成田市
40	54	成田市	16R	適用除外	88.5		93.7	90.0	108.3	182	89.9	無指定	NAA

(空港南側)

連番	局No	所在地	測定局名	環境基準の類型	WECPNL			騒音レベルdB(A)		測定機数 年平均 機数/日	WECPNL 21年度年 平均	騒音 区域	管理者
					年平均	適合状況 ※1	日最大	年平均	最大				
41	55	多古町	一畝田 ※2	I 類型	63.2	○	70.7	64.4	86.4	146		第1種	NAA
			一畝田(移設前)	I 類型							68.9	第1種	NAA
42	56	成田市	34R ※2	適用除外	86.6		91.1	91.0	105.5	103		無指定	NAA
			34R(移設前)	適用除外							79.2	無指定	NAA
43	57	成田市	遠山	I 類型	71.9	×	76.6	73.4	87.6	191	72.0	第1種	成田市
44	58	芝山町	梅ノ木	I 類型	62.7	○	67.5	64.7	82.9	159	66.4	無指定	千葉県
45	59	成田市	本三里塚	I 類型	73.7	×	80.1	74.8	91.6	210	75.2	第1種	成田市
46	60	富里市	大和	I 類型	59.0	○	67.3	65.6	82.9	46	60.6	無指定	千葉県
47	61	芝山町	菱田東	I 類型	65.8	○	70.0	68.2	86.1	162	67.7	第1種	NAA
48	62	多古町	間倉	I 類型	58.9	○	63.8	63.1	80.1	96	61.8	無指定	多古町
49	63	芝山町	菱田	I 類型	69.5	○	72.8	69.7	88.0	257	69.9	第1種	芝山町
50	64	成田市	御料牧場記念館	I 類型	69.4	○	73.3	70.5	85.8	204	69.6	無指定	成田市
51	65	成田市	三里塚小学校	I 類型	73.8	×	78.9	74.0	91.4	253	—※3	第1種	NAA
52	66	成田市	三里塚住宅	I 類型	77.4	×	79.9	77.1	89.1	282	—※3	第1種	NAA
53	67	芝山町	芝山千代田	I 類型	67.5	○	73.4	67.6	85.0	247	—※3	無指定	NAA

連番	局No	所在地	測定局名	環境基準の類型	WECPNL			騒音レベルdB(A)		測定機数		騒音区域	管理者
					年平均	適合状況※1	日最大	年平均	最大	年平均機数/日	21年度年平均		
54	68	芝山町	大里	I 類型	69.0	○	74.7	69.0	84.2	258	69.5	無指定	芝山町
55	69	芝山町	加茂	I 類型	69.8	○	75.1	72.4	88.3	164	68.6	第1種	千葉県
56	70	成田市	本城	I 類型	70.3	×	73.8	71.2	84.7	209	70.1	無指定	成田市
57	71	芝山町	34L	適用除外	89.6		93.5	91.5	108.5	173	90.6	無指定	NAA
58	72	多古町	喜多	I 類型	62.0	○	66.2	64.0	80.4	184	62.6	無指定	NAA
59	73	芝山町	芝山東	I 類型	67.6	○	72.4	68.4	82.7	228	67.8	無指定	NAA
60	74	芝山町	谷	I 類型	75.5	×	80.1	77.5	99.8	168	75.0	第1種	芝山町
61	75	成田市	南三里塚	I 類型	73.5	×	77.7	74.2	89.9	228	73.2	第1種	成田市
62	76	芝山町	大台	適用除外	80.0		84.0	82.1	97.7	162	81.1	第3種	千葉県
63	77	芝山町	上吹入	I 類型	68.7	○	74.8	69.1	85.5	250	68.5	無指定	芝山町
64	78	多古町	千田	I 類型	70.0	○	74.8	71.6	86.3	209	68.7	第1種	NAA
65	79	多古町	船越	I 類型	62.3	○	66.2	64.6	80.0	172	63.6	無指定	千葉県
66	80	芝山町	高田西	I 類型	61.0	○	68.0	67.3	82.9	61	60.3	無指定	芝山町
67	81	芝山町	竜ヶ塚	I 類型	73.0	×	77.2	75.0	90.3	172	72.9	第1種	千葉県
68	82	多古町	牛尾	I 類型	68.2	○	72.3	70.1	85.8	189	66.6	無指定	NAA
69	83	芝山町	小池	I 類型	75.7	×	79.4	77.9	90.6	161	76.4	第1種	千葉県
70	84	芝山町	芝山	I 類型	67.3	○	72.1	69.7	84.0	148	67.0	第1種	NAA
71	85	芝山町	芝山町役場	I 類型	69.5	○	74.0	72.0	85.3	151	69.5	第1種	芝山町
72	86	芝山町	芝山集会場	I 類型	74.1	×	77.4	76.6	90.9	144	75.3	第1種	芝山町
73	87	横芝光町	牛熊	I 類型	67.8	○	73.3	68.3	85.4	244	67.9	無指定	千葉県
74	88	横芝光町	中台(千葉県)	I 類型	73.6	×	77.5	76.2	92.0	143	74.5	第1種	千葉県
75	89	横芝光町	中台(NAA)	I 類型	70.5	×	75.2	71.4	88.6	206	70.6	第1種	NAA
76	90	横芝光町	中台(横芝光町)	I 類型	74.7	×	78.5	77.0	93.7	154	75.5	第1種	横芝光町
77	91	横芝光町	宝米	I 類型	65.6	○	70.4	69.1	83.4	133	64.2	無指定	千葉県
78	92	横芝光町	大総	I 類型	68.0	○	71.9	68.4	84.1	241	67.5	無指定	NAA
79	93	山武市	山室	I 類型	66.1	○	70.5	68.2	83.8	162	66.0	無指定	NAA
80	94	横芝光町	長倉	I 類型	69.8	○	74.4	70.2	87.3	234	70.0	無指定	千葉県
81	95	芝山町	牧野西	I 類型	62.5	○	67.6	67.9	81.0	74	62.0	無指定	芝山町
82	96	山武市	八田	I 類型	71.8	×	75.6	72.7	87.8	204	72.6	第1種	千葉県
83	97	山武市	古和	I 類型	63.0	○	68.3	65.6	81.9	146	62.7	無指定	千葉県
84	98	横芝光町	横芝	I 類型	66.0	○	70.5	68.4	83.4	158	66.2	無指定	NAA
85	99	山武市	蕪木	I 類型	65.4	○	70.1	67.7	82.0	155	65.2	無指定	千葉県
86	100	芝山町	高谷	I 類型	67.5	○	71.2	68.0	83.6	245	66.9	無指定	芝山町
87	101	山武市	松尾	I 類型	67.7	○	71.9	70.1	86.1	149	68.2	無指定	NAA
88	102	山武市	上横地	I 類型	59.8	○	64.6	62.8	79.6	138	59.7	無指定	山武市
89	103	横芝光町	上塚	I 類型	65.8	○	70.6	68.0	85.0	156	65.9	無指定	NAA
90	104	山武市	蓮沼	I 類型	67.6	○	71.6	68.6	83.0	200	68.2	無指定	NAA
91	105	山武市	木戸	I 類型	63.3	○	67.9	65.9	82.9	142	63.9	無指定	千葉県

環境基準適合局数	58
環境基準非適合局数	28
適用除外局数	5
計	91
環境基準適合率(%)	67.4%

(注1) 環境基準類型は、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定である千葉県告示第695号(53年8月29日)

(平成13年5月11日改正:千葉県告示第592号)に定めた地域の類型I、IIをいう。

環境基準I 類型 70WECPNL以下

環境基準II 類型 75WECPNL以下

(注2) 騒音区域は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)で定められる区域。

※1 環境基準適合状況の評価は年平均で行う。

※2 一鍛田局及び34R局は、平成22年4月に移設しているため、21年度との比較対象外。

※3 三里塚小学校局及び芝山千代田局は平成22年4月から、三里塚住宅局は平成22年6月から新設された局のため、平成21年度の測定結果はない。

(3) 騒音コンター

平成22年度測定結果による騒音(年間WECPNL)コンターは図2に示すとおりである。

A滑走路に係るWECPNLコンターをみると、75WECPNLを超える範囲は、滑走路の中心から延長方向の南側約10km、北側約10kmに達し、70WECPNLを超える範囲は、同南側約14km、北側は約13kmに達している。

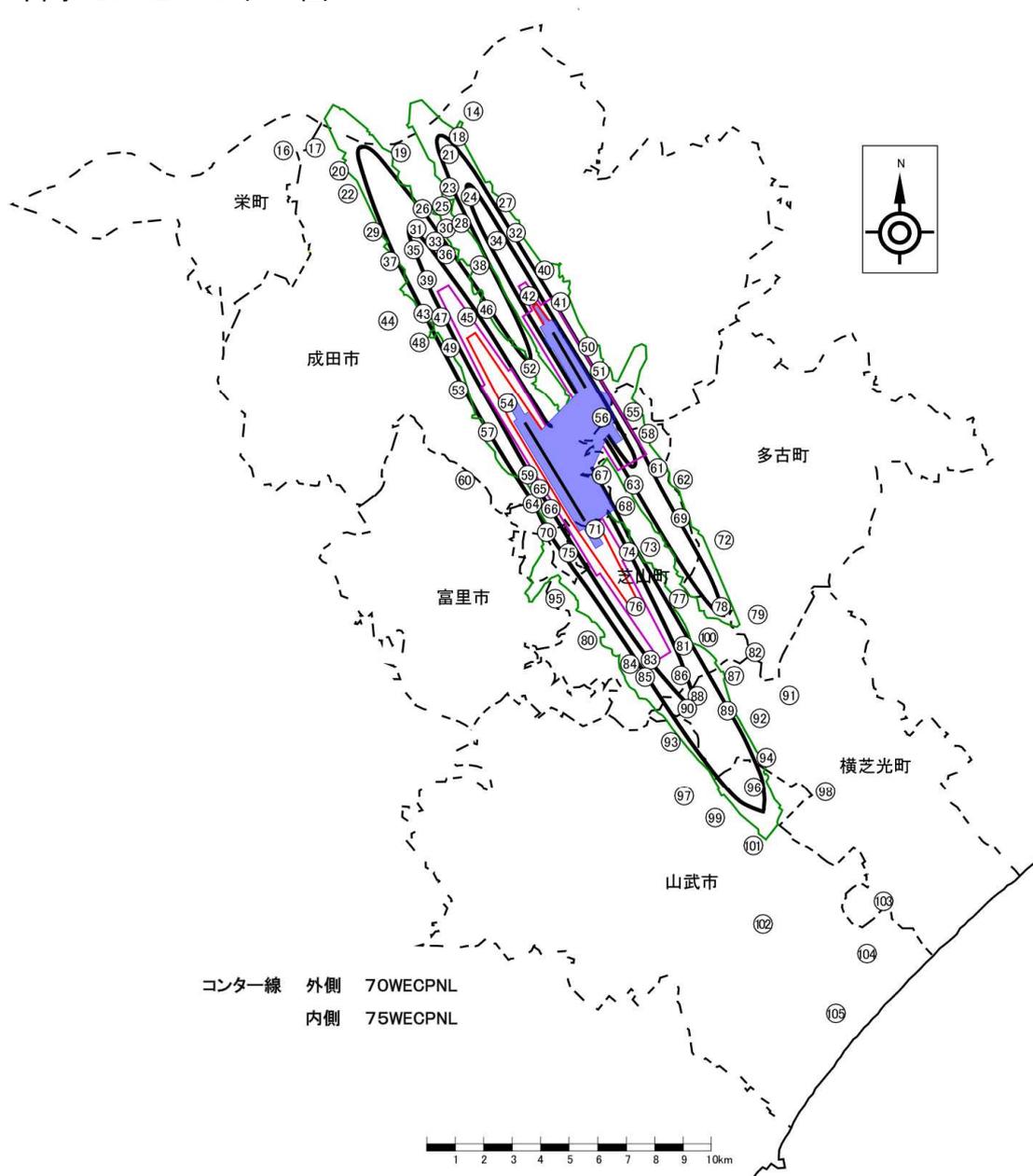
21年度に比べA滑走路に係るコンターの長さに大きな変化はない。

また、B滑走路に係るWECPNLコンターをみると、75WECPNLを超える範囲は、滑走路の中心から延長方向の南側約5km、北側約7kmに達し、70WECPNLを超える範囲は、同南側約10km、北側は約9kmに達している。

21年度に比べB滑走路に係るコンターは長くなっているが、幅が細くなっている。

この原因として、B滑走路の総発着回数が21年度に比べて21%増加していること、B滑走路を利用した航空機の94%が着陸機であり、着陸機の騒音の影響範囲は幅が狭いことなどがあげられる。

図2 年間WECPNLコンター図



(4) WECPNL 値の逆転現象

平成14年4月の暫定平行滑走路の供用開始後、一部の測定局においては、2本の滑走路の離着陸騒音を合わせた WECPNL 値が、滑走路1本のみでの離着陸騒音による WECPNL 値より小さく計算されるという、いわゆる WECPNL 値の逆転現象が確認された。平成 22 年度の年間測定値では2局において WECPNL 値逆転現象が確認され、その年間 WECPNL 値の差(逆転値)は、最大0.0066となっている。(表4)

年間 WECPNL 値の逆転現象が確認された固定測定局は、成田市1局及び芝山町1局であり、その位置は図3のとおりである。

この WECPNL が減少する逆転現象は、日本において評価基準として採用されている WECPNL の計算方法が、国際民間航空機関(ICAO)が定めた方法を簡略化して採用したために生じているものである。

国(環境省)においては平成16年度から評価方法の見直しについて着手し、平成19年12月、評価手法を WECPNL から L_{den} (L_{den} :時間帯補正等価騒音レベル)に見直す内容の環境基準の改正が告示され、平成25年4月1日から施行されることとなった。これによって、逆転現象は解消されることとなる。

図3 成田国際空港周辺における WECPNL 値逆転現象発生局

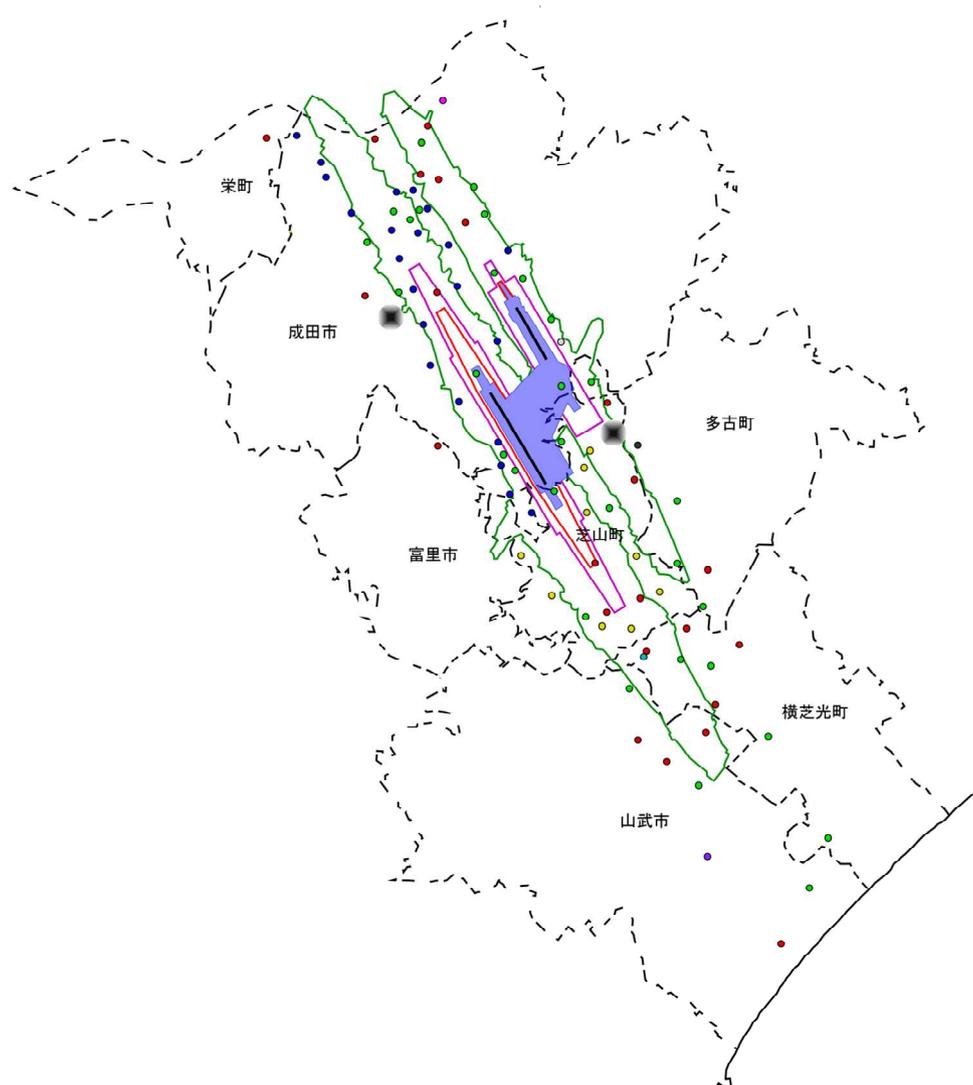


表4 平成22年度WECPNL値逆転状況

局 番号	測定局 名称	計算区分	騒音発生回数					評価値 *1WECPNL	逆転状況 *2 (計算値)
			N1 早朝	N2 昼	N3 夜	N4 深夜	N合計		
48	下金山	A滑走路分	18	25418	7343	1583	34362	64.6	-0.00009
		B滑走路分	0	2	0	0	2	16.1	48.57394
		合計	18	25420	7343	1583	34364	64.6	
61	菱田東	A滑走路分	210	16869	5330	958	23367	55.1	10.76742
		B滑走路分	1921	29821	3666	397	35805	65.8	-0.00661
		合計	2131	46690	8996	1355	59172	65.8	

(注) *1: 上段はA滑走路のみの離着陸によるWECPNL計算値・・W(A)

中段はB滑走路のみの離着陸によるWECPNL計算値・・W(B)

小数点以下第2位を四捨五入して表示している。

*2: 上段に年平均WECPNL－W(A)の計算値

中段に年平均WECPNL－W(B)の計算値を小数点以下第6位まで示した。

年平均WECPNL－W(A)または年平均WECPNL－W(B)の計算値がマイナス(－)であれば、逆転現象が起きていることを示している。

6 測定結果等の推移

(1)最大騒音レベル

昭和54年以降のA滑走路側継続測定局の最大騒音レベルの年平均値(パワー平均)の推移は、図4のとおりであり、近年は低下傾向にある。

また、B滑走路側測定局の最大騒音レベルの年平均値(パワー平均)の推移は、図7のとおりである。

なお、B滑走路は平成21年10月から北側に320m延伸し、2,500mのB滑走路として供用が開始された。

よって、図7の14年度から20年度までのデータは北進される以前の暫定平行滑走路のデータとなっている。

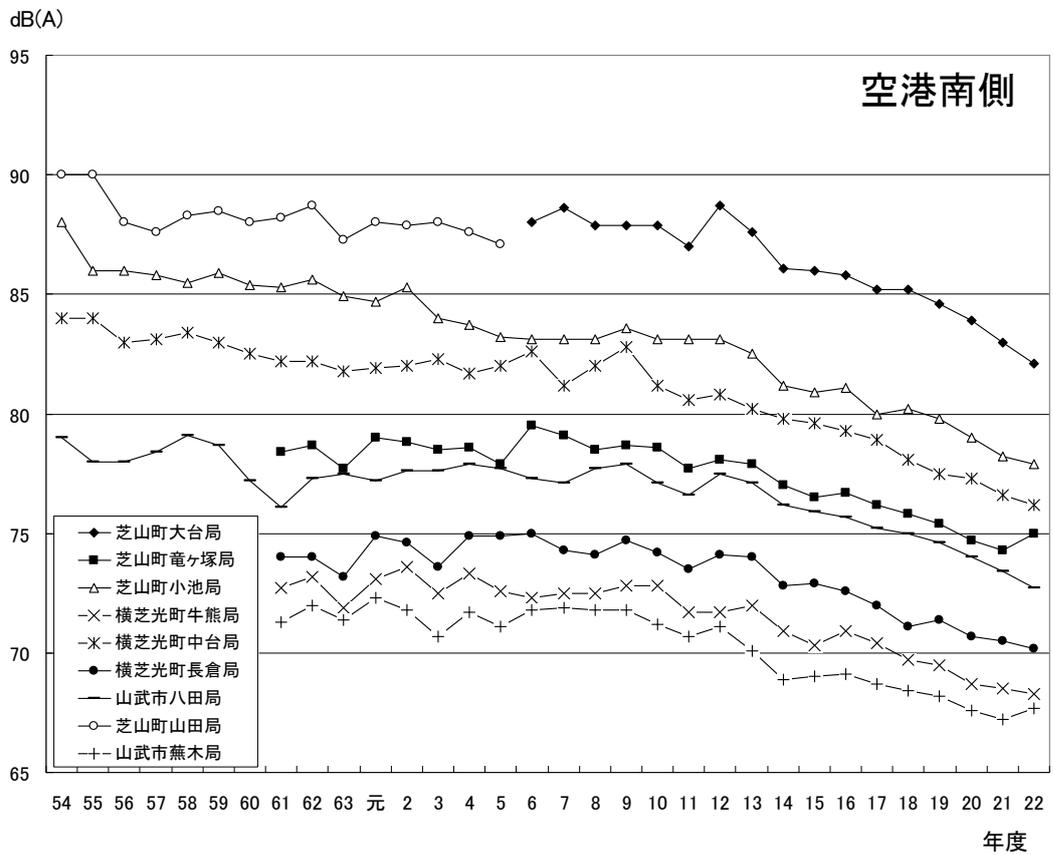
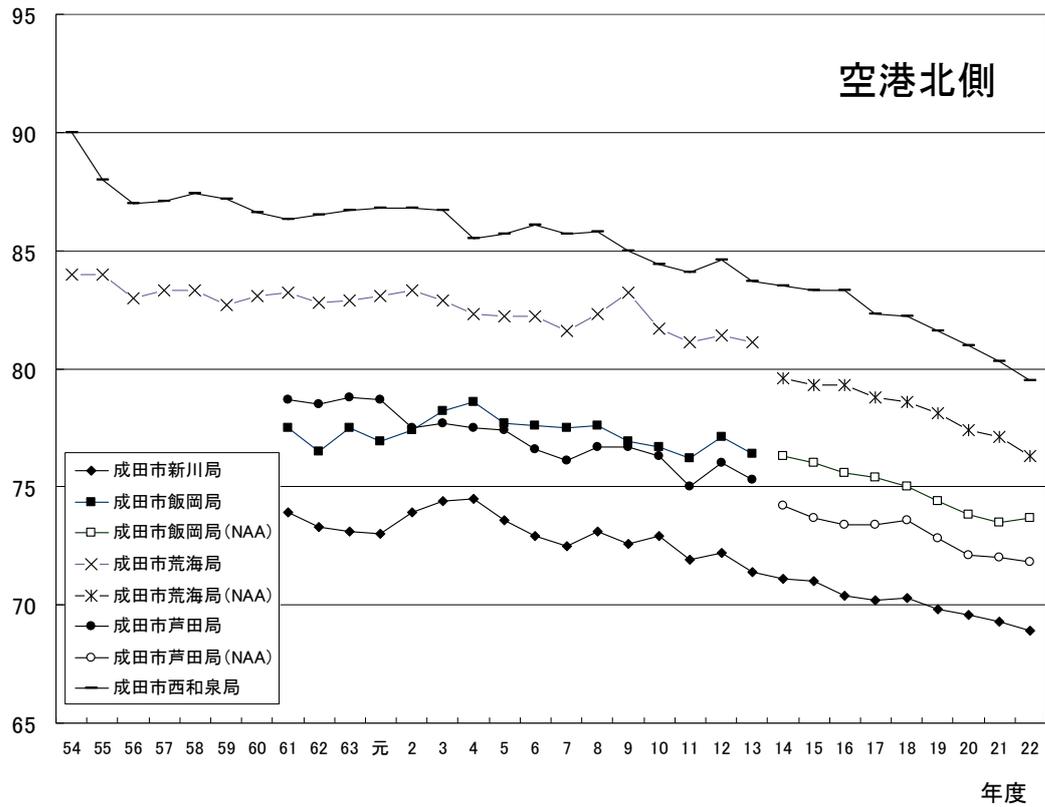
(2)WECPNL

昭和54年以降のA滑走路側継続測定局の年間 WECPNL 値の推移は図5のとおりであり、近年は低下傾向にある。22年度の月間 WECPNL 値の推移は図6のとおりである。

また、B滑走路側測定局の年間の年間 WECPNL 値の推移は、図8のとおりであり、16年度は全体的に若干上昇し、17年度以降はほぼ横ばいとなっていたが、22年度は21年度に比べ増加傾向であった。

なお、(1)最大騒音レベルで述べたとおり B 滑走路は北進しており、図8の平成14年度から平成20年度までのデータは北進される以前の暫定平行滑走路のデータとなっている。

dB(A) 図4 A滑走路最大騒音レベル(年平均値)の推移



WECPNL 図5 A滑走路年間WECPNL値の推移

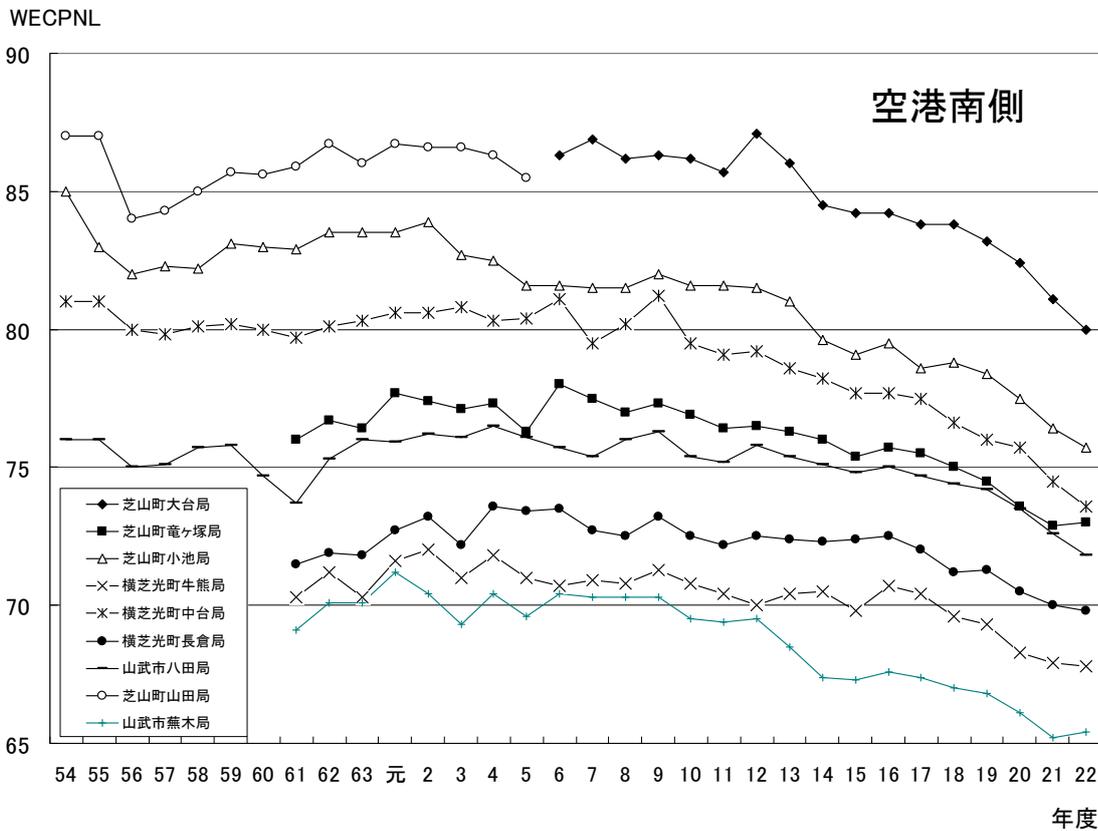
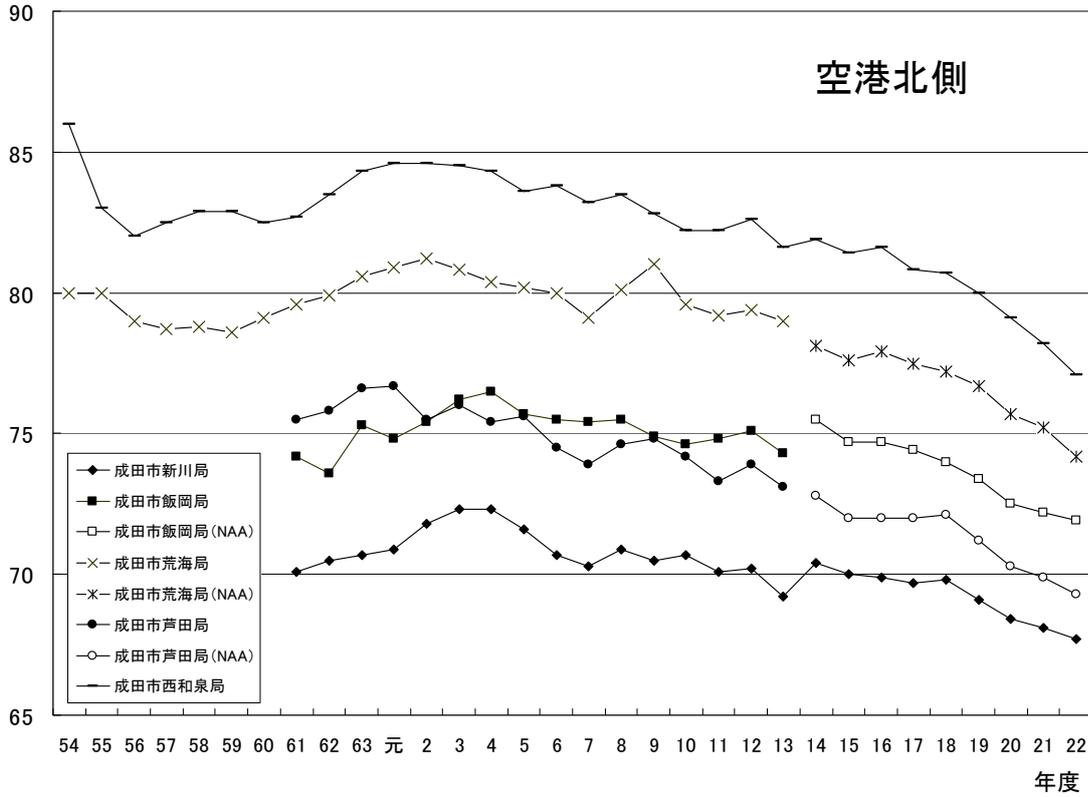
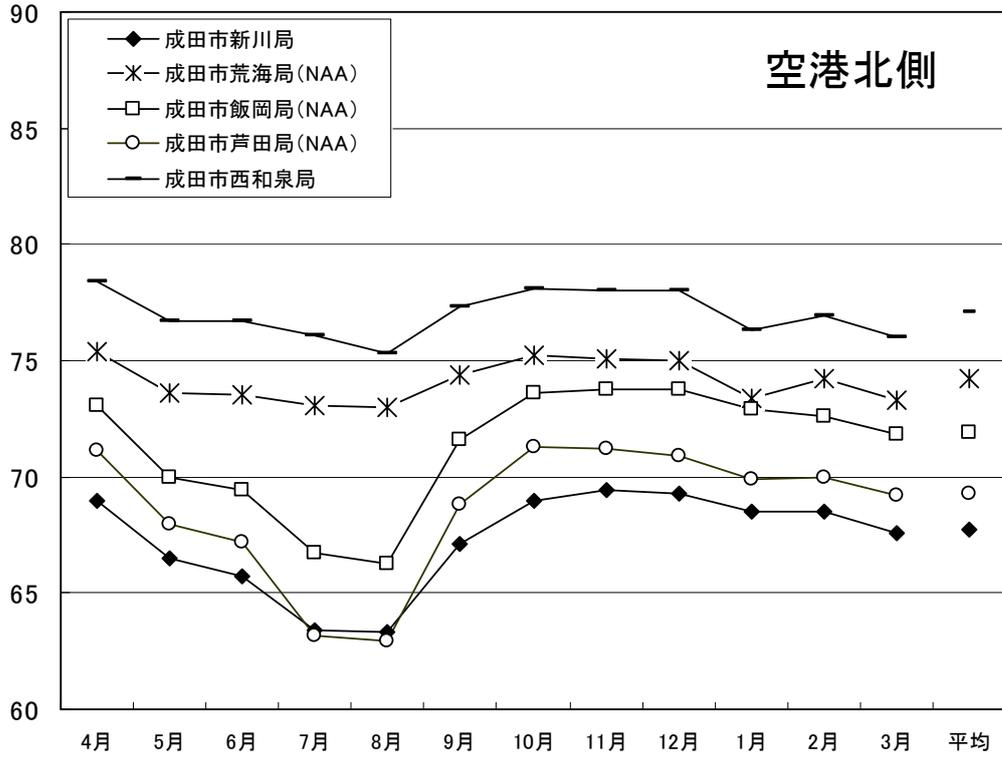


図6 A滑走路月間WECPNL値の推移

WECPNL



WECPNL

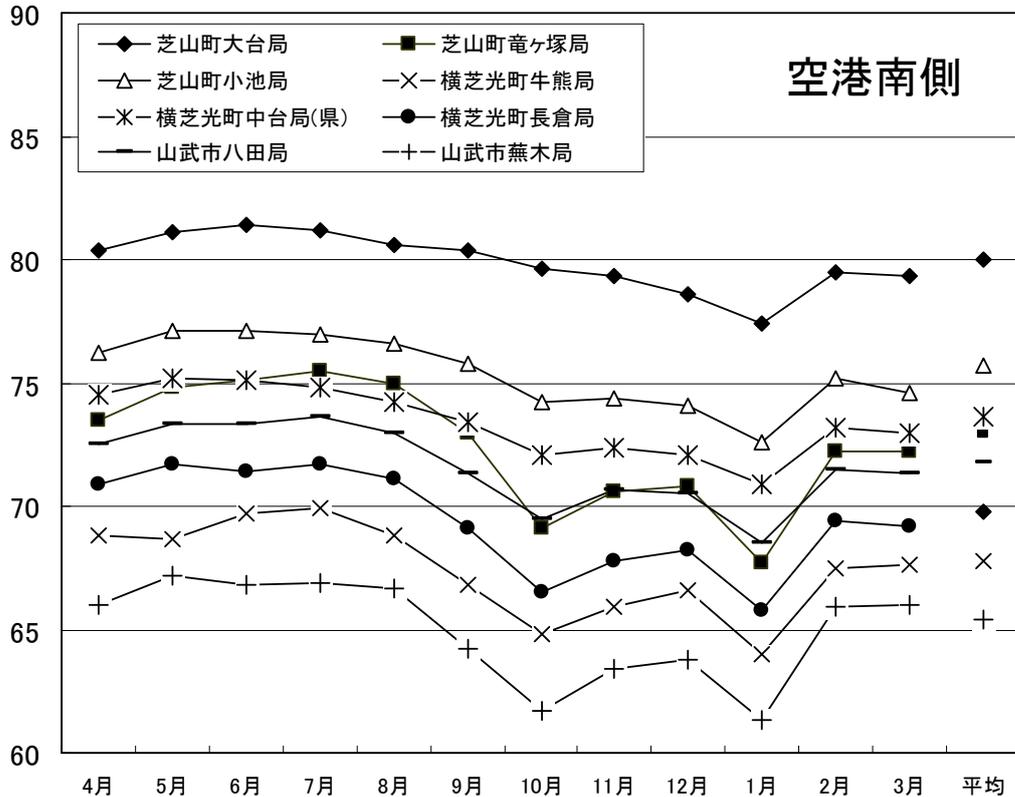


図7 B 滑走路側 最大騒音レベル(年平均値)の推移

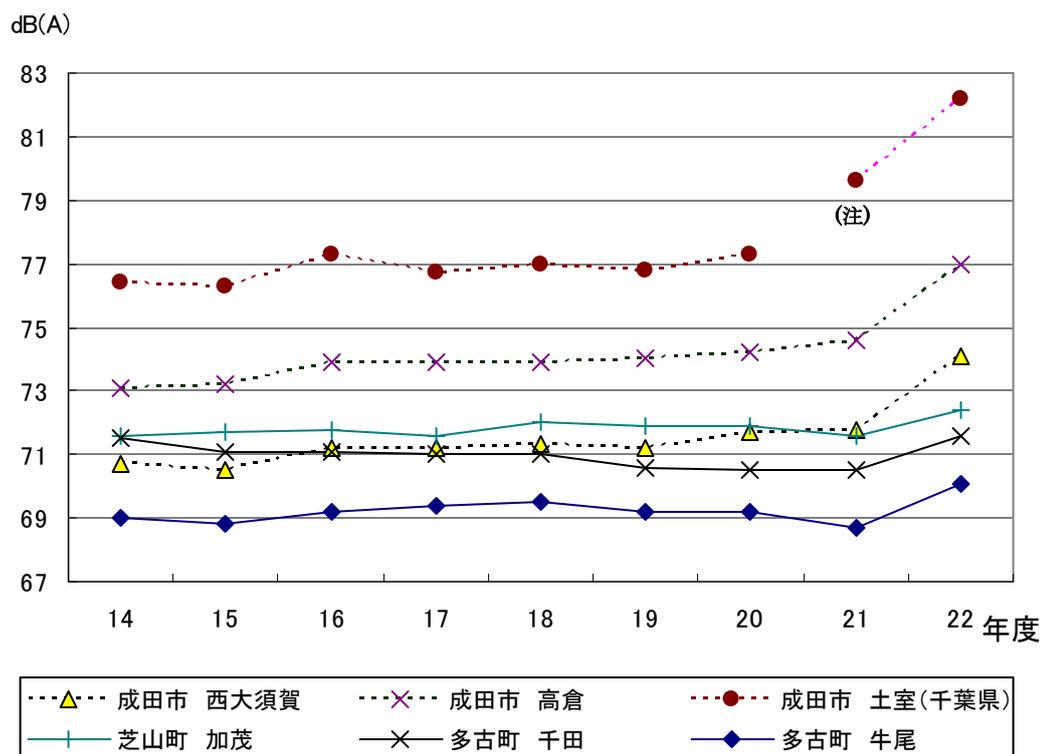
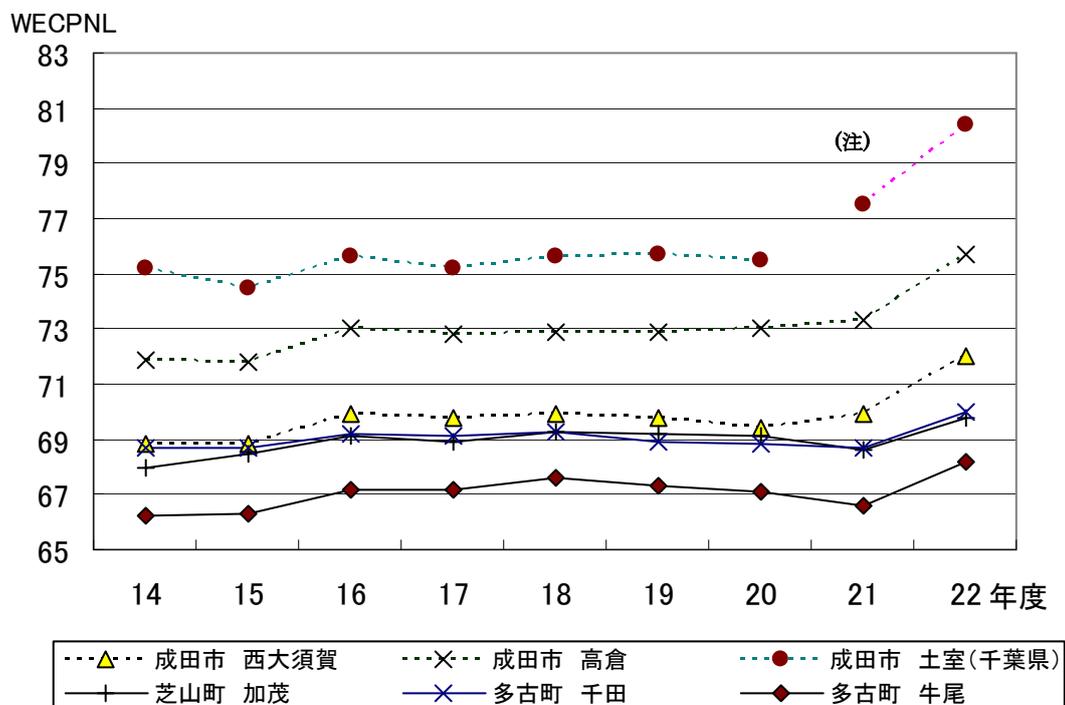


図8 B 滑走路側 年間 WECPNL 値の推移



(注)H21年4月に成田市土室(千葉県)については、170m飛行ルート(南東方向)側に移設している。

II 資料

(1) 固定測定局一覧表

(22年度空港北側)

連番	局No	所在地	ID	測定局名	測定地点名称	環境基準の類型	騒音区域	管理者
1	14	成田市	NM01	猿山	成田市役所下総支所	I類型	無指定	成田市
2	16	栄町	NC15	矢口	栄町矢口青年館	I類型	無指定	千葉県
3	17	成田市	NN20	竜台	成田市竜台測定局	I類型	無指定	成田市
4	18	成田市	NC20	滑川	成田市立滑河小学校	I類型	第1種	千葉県
5	19	成田市	N007	新川	成田市新川共同利用施設	I類型	無指定	千葉県
6	20	成田市	NN13	北羽鳥	成田市北羽鳥測定局	I類型	無指定	成田市
7	21	成田市	NK18	西大須賀	成田市西大須賀共同利用施設	I類型	第1種	NAA
8	22	成田市	NN01	北羽鳥北部	成田市北羽鳥北部共同利用施設	I類型	無指定	成田市
9	23	成田市	NC21	四谷	成田市四谷青年館	I類型	第1種	千葉県
10	24	成田市	NC22	高倉	成田市高倉共同利用施設	I類型	第1種	千葉県
11	25	成田市	NN19	水掛	成田市水掛共同利用施設	I類型	無指定	成田市
12	26	成田市	NN02	磯部	成田市磯部共同利用施設	I類型	第1種	成田市
13	27	成田市	NK19	内宿	成田市内宿コミュニティーセンター	I類型	第1種	NAA
14	28	成田市	NN09	幡谷	成田市幡谷共同利用施設	I類型	無指定	成田市
15	29	成田市	NN12	長沼	成市長沼測定局	I類型	無指定	成田市
16	30	成田市	NK06	久住	成田市立久住第一小学校	I類型	無指定	NAA
17	31	成田市	NK05	荒海	成田市荒海共同利用施設	I類型	第1種	NAA
18	32	成田市	NK20	土室(NAA)	成田市土室市道脇	I類型	第1種	NAA
19	33	成田市	NK03	飯岡	成田市飯岡共同利用施設	I類型	第1種	NAA
20	34	成田市	NC23	土室(千葉県)	成田市立久住中学校跡地	I類型	第1種	千葉県
21	35	成田市	NN23	荒海橋本	成田市荒海共生プラザ	I類型	第2種	成田市
22	36	成田市	NN21	大生	成田市大生共同利用施設	I類型	第1種	成田市
23	37	成田市	NK04	芦田(NAA)	成田市芦田排水機場	I類型	無指定	NAA
24	38	成田市	NN10	成毛	成田市成毛共同利用施設	I類型	無指定	成田市
25	39	成田市	NN03	芦田(成田市)	成田市芦田測定局	I類型	第1種	成田市
26	40	成田市	NN22	大室(成田市)	成田市大室南バス停(東側)付近畑地	I類型	第1種	成田市
27	41	成田市	NK21	大室(NAA)	成田市竜面共同利用施設	I類型	第1種	NAA
28	42	成田市	NK22	16L	北総VOR/DME用地内	I類型	第3種	NAA
29	43	成田市	NK02	中郷	成田市立中郷小学校	I類型	第1種	NAA
30	44	成田市	NC16	押畑	成田市押畑親水広場	I類型	無指定	千葉県
31	45	成田市	N002	西和泉	成田市総成カントリークラブ	I類型	第2種	千葉県
32	46	成田市	NN11	野毛平工業団地	成田市野毛平工業団地管理事務所	適用除外	第1種	成田市
33	47	成田市	NN04	赤荻	成田市赤荻共同利用施設	I類型	第1種	成田市
34	48	成田市	NN14	下金山	成田市下金山測定局	I類型	無指定	成田市
35	49	成田市	NN05	野毛平	成田市野毛平共同利用施設	I類型	第1種	成田市
36	50	成田市	NK23	新田(NAA)	成田市新田畑地	I類型	第1種	NAA
37	51	成田市	NT11	新田(成田市)	成田市新田(個人宅)	I類型	第1種	成田市
38	52	成田市	NN06	堀之内	成田市堀之内共同利用施設	I類型	第1種	成田市
39	53	成田市	NN18	馬場	成田市馬場共同利用施設	I類型	無指定	成田市
40	54	成田市	NK01	16R	A滑走路北側航空保安施設用地内	適用除外	無指定	NAA

(22年度空港南側)

連番	局No	所在地	ID	測定局名	測定地点名称	環境基準の類型	騒音区域	管理者
41	55	多古町	NK24	一畝田	多古町一畝田公園先	I類型	第1種	NAA
42	56	成田市	NK25	34R	B滑走路南側航空保安施設用地内	適用除外	無指定	NAA
43	57	成田市	NN15	遠山	成田市立遠山小学校	I類型	第1種	成田市
44	58	芝山町	NC24	梅ノ木	芝山町菱田梅ノ木集会所	I類型	第1種	千葉県
45	59	成田市	NN07	本三里塚	成田市本三里塚共同利用施設	I類型	第1種	成田市
46	60	富里市	NC17	大和	富里市大和緑ヶ丘自治会館	I類型	無指定	千葉県
47	61	芝山町	NK26	菱田東	芝山町菱田東公会堂	I類型	第1種	NAA
48	62	多古町	NT01	間倉	多古町間倉畑地	I類型	無指定	多古町
49	63	芝山町	NS09	菱田	芝山町菱田共同利用施設	I類型	第1種	芝山町
50	64	成田市	NN16	御料牧場記念館	成田市三里塚御料牧場記念館	I類型	無指定	成田市
51	65	成田市	NK36	三里塚小学校	成田市立三里塚小学校	I類型	無指定	NAA
52	66	成田市	NK37	三里塚住宅	成田市三里塚NAA施設用地	I類型	無指定	NAA
53	67	芝山町	NA38	芝山千代田	芝山町香山新田(民有地)	I類型	無指定	NAA

(22年度 空港南側)

連番	局No	所在地	ID	測定局名	測定地点名称	環境基準の類型	騒音区域	管理者
54	68	芝山町	NS11	大里	芝山町大里国保診療所	I類型	無指定	芝山町
55	69	芝山町	NC25	加茂	芝山町大里加茂公民館	I類型	第1種	千葉県
56	70	成田市	NN17	本城	成田市本城測定局	I類型	無指定	成田市
57	71	芝山町	NK09	34L	A滑走路南側航空保安施設用地内	適用除外	無指定	NAA
58	72	多古町	NK27	喜多	多古町喜多第二共同利用施設	I類型	無指定	NAA
59	73	芝山町	NK10	芝山東	芝山町立東小学校	I類型	無指定	NAA
60	74	芝山町	NS10	谷・谷平野	芝山町谷(個人宅)	I類型	第1種	芝山町
61	75	成田市	NN08	南三里塚	成田市南三里塚共同利用施設	I類型	第1種	成田市
62	76	芝山町	N003	大台	芝山町芝山第二工業団地管理事務所	適用除外	第3種	千葉県
63	77	芝山町	NS02	上吹入	芝山町上吹入青年館	I類型	無指定	芝山町
64	78	多古町	NK28	千田	多古町千田NAA施設用地内	I類型	第1種	NAA
65	79	多古町	NC26	船越	多古町船越 粟田公民館	I類型	無指定	千葉県
66	80	芝山町	NS12	高田西	芝山町高田西部公民館	I類型	無指定	芝山町
67	81	芝山町	N010	竜ヶ塚	芝山町小池第七集会所	I類型	第1種	千葉県
68	82	多古町	NK29	牛尾	多古町牛尾共同利用施設	I類型	無指定	NAA
69	83	芝山町	N004	小池	芝山町小池共同利用施設	I類型	第1種	千葉県
70	84	芝山町	NK11	芝山	芝山町立芝山小学校	I類型	第1種	NAA
71	85	芝山町	NS01	芝山町役場	芝山町役場	I類型	第1種	芝山町
72	86	芝山町	NS04	芝山集会場	芝山町芝山集会場	I類型	第1種	芝山町
73	87	横芝光町	N011	牛熊	横芝光町牛熊共同利用施設	I類型	無指定	千葉県
74	88	横芝光町	N005	中台(千葉県)	横芝光町中台円福寺	I類型	第1種	千葉県
75	89	横芝光町	NK13	中台(NAA)	横芝光町中台局	I類型	第1種	NAA
76	90	横芝光町	NY01	中台(横芝光町)	横芝光町中台共同利用施設	I類型	第1種	横芝光町
77	91	横芝光町	NC27	宝米	九十九里水道取水場	I類型	無指定	千葉県
78	92	横芝光町	NK14	大総	横芝光町立大総小学校	I類型	無指定	NAA
79	93	山武市	NK12	山室	山武市山室局	I類型	無指定	NAA
80	94	横芝光町	N013	長倉	横芝光町長倉共同利用施設	I類型	無指定	千葉県
81	95	芝山町	NS13	牧野西	芝山町牧野西部公民館	I類型	無指定	芝山町
82	96	山武市	N006	八田	山武市八田共同利用施設	I類型	第1種	千葉県
83	97	山武市	NC18	古和	山武市古和共同利用施設	I類型	無指定	千葉県
84	98	横芝光町	NK30	横芝	横芝光町立横芝小学校	I類型	無指定	NAA
85	99	山武市	N014	蕪木	山武市蕪木共同利用施設	I類型	無指定	千葉県
86	100	芝山町	NS07	高谷	芝山町高谷共同利用施設	I類型	無指定	芝山町
87	101	山武市	NK15	松尾	山武市松尾共同利用施設	I類型	無指定	NAA
88	102	山武市	NR01	上横地	山武市上横地	I類型	無指定	山武市
89	103	横芝光町	NK31	上塚	横芝光町立上塚小学校	I類型	無指定	NAA
90	104	山武市	NK16	蓮沼	山武市役所蓮沼支所	I類型	無指定	NAA
91	105	山武市	NC19	木戸	山武市木戸浜共同利用施設	I類型	無指定	千葉県

(注)

1 環境基準類型は、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定である千葉県告示第695号
 環境基準 I 類型 70WECPNL以下
 環境基準 II 類型 75WECPNL以下

2 騒音区域は「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に
 第1種区域 75WECPNL以上
 第2種区域 90WECPNL以上
 第3種区域 95WECPNL以上

(2) 固定測定局月間値(平成22年度)の推移

(空港北側) 単位:WECPNL

連番	局No	所在地	測定局名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	70W超 過月数	22年度 年間値	環境基準 の類型	達成 状況	21年度 年間値	騒音 区域
1	14	成田市	猿山	59.2	57.8	56.5	54.3	51.7	56.5	59.0	58.1	57.8	56.3	57.3	56.6	0	57.1	I 類型	○	59.0	無指定
2	16	栄町	矢口	63.4	60.0	59.2	54.2	54.4	60.9	63.5	63.6	63.2	62.6	62.7	61.2	0	61.6	I 類型	○	62.2	無指定
3	17	成田市	竜台	66.9	63.8	63.6	59.9	59.4	65.7	67.2	66.6	66.2	64.9	65.8	64.7	0	65.1	I 類型	○	65.6	無指定
4	18	成田市	滑川	67.5	67.5	67.2	67.4	67.2	66.1	64.2	65.3	65.9	63.3	66.2	65.6	0	66.3	I 類型	○	66.3	第1種
5	19	成田市	新川	69.0	66.5	65.7	63.4	63.3	67.1	69.0	69.4	69.3	68.5	68.5	67.6	0	67.7	I 類型	○	68.1	無指定
6	20	成田市	北羽鳥	70.4	67.4	67.3	65.3	65.4	68.9	70.6	70.3	69.9	68.8	69.3	68.0	3	68.8	I 類型	○	69.6	無指定
7	21	成田市	西大須賀	73.2	73.8	73.4	74.2	74.0	71.9	68.4	69.8	70.3	66.6	71.1	70.6	9	72.0	I 類型	×	69.9	第1種
8	22	成田市	北羽鳥北部	68.5	65.5	64.8	61.7	61.7	66.7	68.7	68.4	68.0	67.5	67.6	66.5	0	66.8	I 類型	○	67.5	無指定
9	23	成田市	四谷	71.1	70.8	70.7	71.1	70.6	69.5	67.7	68.7	69.0	66.6	69.3	68.8	5	69.7	I 類型	○	68.3	第1種
10	24	成田市	高倉	76.8	77.4	77.6	78.3	78.0	75.9	71.8	73.0	73.6	69.0	74.1	73.9	11	75.7	I 類型	×	73.3	第1種
11	25	成田市	水掛	68.0	65.3	64.3	60.8	59.3	65.6	67.7	68.2	68.3	67.8	67.6	67.0	0	66.5	I 類型	○	67.7	無指定
12	26	成田市	磯部	71.1	67.5	67.0	64.1	63.7	69.6	71.6	71.3	71.5	70.4	70.6	69.6	6	69.6	I 類型	○	70.1	第1種
13	27	成田市	内宿	64.7	63.8	63.2	60.4	60.0	62.2	62.5	63.2	63.5	61.6	63.4	62.8	0	62.8	I 類型	○	65.3	第1種
14	28	成田市	幡谷	68.3	66.3	65.2	63.4	63.1	66.1	67.6	67.8	68.1	67.2	67.4	66.8	0	66.7	I 類型	○	68.1	無指定
15	29	成田市	長沼	70.6	67.3	66.7	63.4	63.5	68.7	70.6	70.3	70.1	69.4	69.7	68.4	4	68.8	I 類型	○	69.3	無指定
16	30	成田市	久住	68.5	66.2	65.4	63.0	62.8	67.3	69.0	69.3	69.3	68.4	68.3	67.5	0	67.5	I 類型	○	68.4	無指定
17	31	成田市	荒海	75.4	73.6	73.5	73.1	73.0	74.4	75.2	75.1	75.0	73.4	74.2	73.3	12	74.2	I 類型	×	75.2	第1種
18	32	成田市	土室(NAA)	66.5	65.8	65.1	64.6	64.5	65.0	65.0	65.0	65.2	63.0	65.1	64.6	0	65.0	I 類型	○	68.1	第1種
19	33	成田市	飯岡	73.1	70.0	69.4	66.7	66.3	71.6	73.6	73.8	73.8	72.9	72.6	71.8	8	71.9	I 類型	×	72.2	第1種
20	34	成田市	土室(千葉県)	81.3	82.1	82.2	83.1	82.8	80.7	76.3	77.8	78.2	72.8	78.9	78.2	12	80.4	I 類型	×	77.5	第1種
21	35	成田市	荒海橋本	75.3	73.5	73.1	73.0	72.7	74.3	75.0	74.7	74.8	72.9	74.0	73.0	12	73.9	I 類型	×	75.2	第1種
22	36	成田市	大生	73.3	70.1	69.8	67.0	66.9	72.0	73.8	73.6	73.4	72.8	72.9	71.7	9	71.9	I 類型	×	72.4	第1種
23	37	成田市	芦田(NAA)	71.1	68.0	67.2	63.2	62.9	68.8	71.3	71.2	70.9	69.9	70.0	69.2	4	69.3	I 類型	○	69.9	無指定
24	38	成田市	成毛	67.9	64.7	63.2	57.7	58.6	65.9	67.8	67.5	67.6	67.0	67.4	66.4	0	66.1	I 類型	○	68.6	無指定
25	39	成田市	芦田(成田市)	76.6	74.2	74.0	72.3	72.2	75.5	77.2	76.6	76.4	75.2	75.6	74.4	12	75.3	I 類型	×	76.2	第1種
26	40	成田市	大室(成田市)	67.7	66.6	65.8	65.1	64.9	66.0	66.3	66.6	66.6	65.2	66.8	65.7	0	66.2	I 類型	○	69.7	第1種
27	41	成田市	大室(NAA)	68.3	67.5	66.8	66.0	66.1	68.0	68.3	68.4	68.0	65.9	67.5	66.5	0	67.4	I 類型	○	72.6	第1種
28	42	成田市	16L	88.1	88.9	88.9	89.5	89.3	87.4	83.0	84.0	84.6	79.8	85.6	85.2	12	87.0	I 類型	×	84.6	第2種
29	43	成田市	中郷	71.4	67.9	67.4	63.2	64.0	70.2	72.5	72.0	71.6	71.0	71.2	70.1	8	70.2	I 類型	×	70.3	第1種
30	44	成田市	押畑	63.9	59.2	58.8	53.0	53.9	62.2	64.2	64.1	64.1	63.7	63.9	62.8	0	62.3	I 類型	○	62.5	無指定
31	45	成田市	西和泉	78.4	76.7	76.7	76.1	75.3	77.3	78.1	78.0	78.0	76.3	76.9	76.0	12	77.1	I 類型	×	78.2	第2種
32	46	成田市	野毛平工業団地	73.2	70.1	69.3	65.6	64.3	71.4	73.3	73.6	73.6	72.6	72.6	71.7	9	71.7	無指定	-	72.1	第1種
33	47	成田市	赤荻	72.8	69.2	68.8	65.2	65.4	71.0	73.4	73.2	73.0	72.1	72.4	71.2	8	71.3	I 類型	×	71.8	第1種
34	48	成田市	下金山	65.7	61.5	60.8	54.4	55.6	64.8	66.8	66.6	66.3	65.8	66.4	65.2	0	64.6	I 類型	○	65.0	無指定
35	49	成田市	野毛平	74.0	71.0	70.3	65.9	66.3	72.9	75.2	74.5	74.1	73.4	73.8	72.6	10	72.8	I 類型	×	73.1	第1種
36	50	成田市	新田(NAA)	68.0	68.3	67.7	69.3	68.3	65.8	63.7	68.8	69.7	67.9	67.5	67.9	0	68.0	I 類型	○	67.8	第1種
37	51	成田市	新田(成田市)	68.7	69.3	68.6	70.1	68.8	66.9	65.0	69.3	70.0	68.2	68.8	68.8	1	68.7	I 類型	○	70.5	第1種
38	52	成田市	堀之内	72.0	69.2	68.8	65.9	65.2	70.3	72.4	71.9	71.9	71.5	71.7	70.8	8	70.6	I 類型	×	71.2	第1種
39	53	成田市	馬場	69.3	65.2	64.3	58.8	59.5	67.7	70.0	69.5	69.1	68.7	69.3	68.0	0	67.7	I 類型	○	68.0	無指定
40	54	成田市	16R	89.3	88.5	88.8	89.0	88.7	89.3	89.2	88.5	88.5	86.3	87.8	87.3	12	88.5	無指定	-	89.9	無指定

(空港南側) 単位:WECPNL

連番	局No	所在地	測定局名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	70W超 過月数	22年度 年間値	環境基準 の類型	達成 状況	21年度 年間値	騒音 区域
41	55	多古町	一鍬田※	63.4	64.2	63.6	65.4	65.9	62.0	59.9	62.1	62.8	61.3	61.6	62.0	0	63.2	I 類型	○	-	第1種
			一鍬田(移設前)																	68.9	
42	56	成田市	34R※	86.7	85.6	85.2	82.2	81.2	87.1	88.8	88.1	87.6	87.7	86.7	86.9	0	86.6	無指定	-	-	無指定
			34R(移設前)																	79.2	
43	57	成田市	遠山	73.5	70.6	69.8	67.3	66.3	71.4	73.4	73.1	72.8	72.2	73.6	72.4	12	71.9	I 類型	×	72.0	第1種
44	58	芝山町	梅ノ木	63.3	63.0	62.9	64.3	64.0	61.6	62.1	62.2	62.4	61.5	62.3	62.4	0	62.7	I 類型	○	66.4	無指定
45	59	成田市	本三里塚	76.0	72.7	71.6	68.7	68.5	74.1	75.7	74.6	74.1	73.6	75.0	73.9	9	73.7	I 類型	×	75.2	第1種
46	60	富里市	大和	61.2	55.5	53.9	50.6	46.5	58.1	61.4	61.3	60.2	58.8	61.6	59.9	0	59.0	I 類型	○	60.6	無指定
47	61	芝山町	菱田東	66.7	64.6	64.5	65.2	64.9	64.9	66.4	66.5	66.4	66.3	66.3	66.4	10	65.8	I 類型	○	67.7	第1種
48	62	多古町	間倉	59.2	58.5	59.3	60.4	59.9	56.7	57.4	58.5	58.8	58.8	58.5	59.0	0	58.9	I 類型	○	61.8	無指定
49	63	芝山町	菱田	70.6	69.7	68.9	68.7	67.9	68.6	69.7	70.1	70.2	69.4	69.9	69.9	0	69.5	I 類型	○	69.9	第1種
50	64	成田市	御料牧場記念館	71.0	69.6	69.0	68.9	68.4	68.4	69.4	69.9	69.1	68.4	70.4	69.8	0	69.4	I 類型	○	69.6	無指定
51	65	成田市	三里塚小学校※※	75.4	74.0	72.9	72.4	72.3	73.9	74.8	74.4	73.5	72.5	74.6	74.0	3	73.8	I 類型	×	-	無指定
52	66	成田市	三里塚住宅※※			78.0	78.0	77.9	77.5	77.0	77.0	76.6	75.2	77.9	77.6	2	77.4	I 類型	×	-	無指定
53	67	芝山町	芝山千代田※※	68.6	68.6	67.9	68.5	67.9	65.6	64.6	67.2	67.9	66	67.3	67.7	0	67.5	I 類型	○	-	無指定

※一鍬田局、34R局は、平成22年4月にそれぞれ188m、1066m移設した。
 ※※22年度新設局。

単位:WECPNL

連番	局No	所在地	測定局名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	70W超 過月数	22年度 年間値	環境基準 の類型	達成 状況	21年度 年間値	騒音 区域
54	68	芝山町	大里	70.0	70.3	69.8	70.5	69.7	67.2	65.6	68.2	69.1	67.2	68.9	69.1	2	69.0	I 類型	○	69.5	無指定
55	69	芝山町	加茂	70.6	68.3	68.1	66.1	65.1	69.9	71.7	71.0	70.6	70.7	70.5	70.3	7	69.8	I 類型	○	68.6	第1種
56	70	成田市	本城	71.8	70.9	70.1	70.0	69.5	69.4	70.3	70.7	69.8	68.9	70.9	70.7	7	70.3	I 類型	×	70.1	無指定
57	71	芝山町	34L	89.7	90.7	91.3	91.8	91.1	90.2	88.1	88.2	87.7	86.2	88.2	88.2	12	89.6	無指定	—	90.6	無指定
58	72	多古町	喜多	63.0	61.2	61.5	61.6	60.6	61.6	62.5	62.2	62.4	61.8	62.4	62.4	0	62.0	I 類型	○	62.6	無指定
59	73	芝山町	芝山東	68.5	68.8	68.7	69.1	68.7	67.1	65.5	66.3	66.5	64.8	67.5	67.6	0	67.6	I 類型	○	67.8	無指定
60	74	芝山町	谷	75.9	77.5	77.6	78.3	77.6	75.3	71.0	72.2	73.4	69.3	74.1	74.4	11	75.5	I 類型	×	75.0	第1種
61	75	成田市	南三里塚	74.7	75.1	74.6	74.7	74.2	72.4	71.4	72.9	72.5	70.6	73.5	73.3	12	73.5	I 類型	×	73.2	第1種
62	76	芝山町	大台	80.4	81.1	81.4	81.2	80.6	80.4	79.6	79.3	78.6	77.4	79.5	79.3	12	80.0	無指定	—	81.1	第3種
63	77	芝山町	上吹入	69.7	69.8	70.2	70.6	69.9	68.0	65.8	66.9	67.6	65.1	68.6	68.8	2	68.7	I 類型	○	68.5	無指定
64	78	多古町	千田	71.2	69.3	68.8	66.4	64.6	69.5	71.7	71.2	70.7	70.6	70.9	70.5	7	70.0	I 類型	○	68.7	第1種
65	79	多古町	船越	62.9	61.3	61.7	61.9	61.1	61.2	62.4	62.8	63.0	62.5	63.2	63.3	0	62.3	I 類型	○	63.6	無指定
66	80	芝山町	高田西	62.0	63.4	62.9	62.9	62.7	58.3	55.1	58.6	59.5	55.3	61.0	61.5	0	61.0	I 類型	○	60.3	無指定
67	81	芝山町	竜ヶ塚	73.5	74.8	75.1	75.5	75.0	73.0	69.1	70.6	70.8	67.7	72.2	72.2	10	73.0	I 類型	×	72.9	第1種
68	82	多古町	牛尾	68.6	67.3	66.5	64.8	63.6	66.9	68.9	69.4	69.5	69.5	69.6	69.3	0	68.2	I 類型	○	66.6	無指定
69	83	芝山町	小池	76.2	77.1	77.1	77.0	76.6	75.8	74.2	74.4	74.1	72.6	75.2	74.6	12	75.7	I 類型	×	76.4	第1種
70	84	芝山町	芝山	68.0	69.4	69.0	69.1	68.7	66.5	63.2	65.0	65.5	62.4	67.2	67.4	0	67.3	I 類型	○	67.0	第1種
71	85	芝山町	芝山町役場	70.2	71.6	71.2	71.1	71.1	68.6	65.7	67.5	68.0	65.0	69.5	69.6	5	69.5	I 類型	○	69.5	第1種
72	86	芝山町	芝山集会場	74.6	75.1	75.2	75.2	74.4	74.1	73.5	73.4	72.9	71.8	73.9	73.8	12	74.1	I 類型	×	75.3	第1種
73	87	横芝光町	牛熊	68.8	68.7	69.7	69.9	68.8	66.8	64.8	65.9	66.6	64.0	67.5	67.6	0	67.8	I 類型	○	67.9	無指定
74	88	横芝光町	中台(千葉県)	74.5	75.2	75.1	74.8	74.2	73.4	72.1	72.4	72.1	70.9	73.2	73.0	12	73.6	I 類型	×	74.5	第1種
75	89	横芝光町	中台(NAA)	71.5	72.5	72.2	72.8	72.4	69.6	66.7	67.9	68.4	65.4	69.7	69.9	5	70.5	I 類型	×	70.6	第1種
76	90	横芝光町	中台(横芝光町)	75.4	76.2	76.0	75.8	75.4	74.8	73.1	73.5	73.3	72.0	74.8	74.3	12	74.7	I 類型	×	75.5	第1種
77	91	横芝光町	宝米	66.4	64.3	64.2	61.9	60.6	64.5	66.8	67.0	66.9	66.6	66.4	66.5	0	65.6	I 類型	○	64.2	無指定
78	92	横芝光町	大総	69.2	69.1	68.2	68.3	67.6	67.0	67.3	67.4	67.5	66.4	68.4	68.1	0	68.0	I 類型	○	67.5	無指定
79	93	山武市	山室	66.9	68.0	67.6	67.6	67.2	64.9	62.4	64.1	64.8	61.9	66.3	66.4	0	66.1	I 類型	○	66.0	無指定
80	94	横芝光町	長倉	70.9	71.7	71.4	71.7	71.1	69.1	66.5	67.8	68.2	65.8	69.4	69.2	5	69.8	I 類型	○	70.0	無指定
81	95	芝山町	牧野西	63.6	64.4	64.2	64.1	63.8	61.1	58.9	60.8	61.0	58.1	62.6	62.3	0	62.5	I 類型	○	62.0	無指定
82	96	山武市	八田	72.5	73.3	73.3	73.6	73.0	71.3	69.5	70.7	70.5	68.5	71.5	71.3	10	71.8	I 類型	×	72.6	第1種
83	97	山武市	古和	63.9	65.0	64.4	64.6	64.4	61.1	58.6	61.1	61.6	58.6	63.4	63.7	0	63.0	I 類型	○	62.7	無指定
84	98	横芝光町	横芝	67.2	65.5	65.2	64.0	63.0	65.6	66.9	66.4	66.4	66.3	66.8	66.6	0	66.0	I 類型	○	66.2	無指定
85	99	山武市	蕪木	66.0	67.2	66.8	66.9	66.7	64.2	61.7	63.4	63.8	61.3	65.9	66.0	0	65.4	I 類型	○	65.2	無指定
86	100	芝山町	高谷	68.4	67.7	67.9	68.0	67.6	66.9	66.9	67.0	67.2	66.4	68.0	67.8	0	67.5	I 類型	○	66.9	無指定
87	101	山武市	松尾	68.5	69.6	69.1	69.0	68.6	67.0	65.2	66.3	66.4	64.2	67.9	67.8	0	67.7	I 類型	○	68.2	無指定
88	102	山武市	上横地	60.9	61.0	61.2	61.3	60.5	58.2	56.3	58.6	58.8	56.4	60.3	60.2	0	59.8	I 類型	○	59.7	無指定
89	103	横芝光町	上塚	67.2	65.8	65.4	64.0	62.8	65.9	66.9	66.0	65.9	65.7	66.3	66.0	0	65.8	I 類型	○	65.9	無指定
90	104	山武市	蓮沼	68.3	68.8	68.6	68.8	68.7	67.4	66.0	66.6	66.6	64.8	67.4	67.0	0	67.6	I 類型	○	68.2	無指定
91	105	山武市	木戸	63.9	64.5	64.3	64.2	63.8	62.8	61.7	62.6	62.5	60.9	63.6	63.3	0	63.3	I 類型	○	63.9	無指定
																			環境基準達成局数	58	
																			非達成局数	28	
																			適用除外局数	5	
																			計	91	
																			環境基準達成率(%)	67.4%	

(注)環境基準の適業状況の評価は年平均値で行う。

(3) 固定測定局測定結果の経年変化

		(空港北側)																				単位: WECPNL				
運番	局No	所在地	測定局名	騒音区域	環境基準の種類	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	達成状況	H22	達成状況
1	14	成田市	猿山	無指定	I 類型											59.5	59.2	60.6	59.1	59.1	59.3	59.0	59.0	○	57.1	○
2	16	栄町	矢口	無指定	I 類型											66.2	65.4	65.2	64.9	64.9	64.3	63.3	62.2	○	61.6	○
3	17	成田市	竜台	無指定	I 類型	68.9	68.8	68.5	67.6	68.1	69.1	69.6	68.7	68.9	69.0	70.2	69.0	68.1	68.0	67.9	67.4	66.6	65.6	○	65.1	○
4	18	成田市	滑川	無指定	I 類型											66.3	66.2	66.8	66.4	66.8	66.6	66.3	66.3	○	66.3	○
5	19	成田市	新川	無指定	I 類型	72.3	71.6	70.7	70.3	70.9	70.5	70.7	70.1	70.2	69.2	70.4	70.0	69.9	69.7	69.8	69.1	68.4	68.1	○	67.7	○
6	20	成田市	北羽鳥	無指定	I 類型	73.5	73.4	72.6	72.3	73.3	73.9	73.9	73.6	73.8	73.8	74.2	72.7	72.9	73.0	72.5	72.0	70.6	69.6	○	68.8	○
7	21	成田市	西大須賀	第1種	I 類型											68.8	68.8	69.9	69.8	69.9	69.8	69.4	69.9	○	72.0	×
8	22	成田市	北羽鳥北部	無指定	I 類型	70.8	70.5	70.0	69.5	70.5	70.9	71.6	71.0	71.1	70.8	71.1	70.2	70.3	70.1	70.0	69.4	68.3	67.5	○	66.8	○
9	23	成田市	四谷	第1種	I 類型											68.8	68.6	69.1	68.8	69.0	68.8	68.5	68.3	○	69.7	○
10	24	成田市	高倉	第1種	I 類型											71.9	71.8	73.0	72.8	72.9	72.9	73.0	73.3	×	75.7	×
11	25	成田市	水掛	無指定	I 類型	69.9	69.8	69.0	68.9	69.2	68.6	69.0	69.0	68.9	68.4	70.2	69.4	69.4	69.1	69.1	68.7	68.1	67.7	○	66.5	○
12	26	成田市	磯部	第1種	I 類型	73.6	73.1	72.9	72.2	73.0	72.3	72.9	72.2	72.5	71.3	73.5	72.6	72.6	72.1	71.8	72.1	70.2	70.1	×	69.6	○
13	27	成田市	内宿	無指定	I 類型											65.6	65.1	65.7	65.6	65.7	65.7	65.3	65.3	○	62.8	○
14	28	成田市	幡谷	無指定	I 類型	68.6	68.8	68.8	68.3	69.1	68.8	69.2	68.4	68.8	68.5	70.2	69.3	69.7	69.3	69.5	68.9	68.5	68.1	○	66.7	○
15	29	成田市	長沼	無指定	I 類型	72.3	72.4	72.0	71.2	72.9	73.1	72.6	72.0	71.9	70.8	72.5	72.0	71.9	71.7	71.5	71.2	69.9	69.3	○	68.8	○
16	30	成田市	久住	無指定	I 類型	70.8	71.2	70.5	70.6	70.8	69.6	69.9	70.1	70.0	69.3	70.6	69.7	69.9	69.5	69.6	69.1	68.5	68.4	○	67.5	○
17	31	成田市	荒海	第1種	I 類型	78.4	78.6	77.8	77.4	78.1	78.1	78.0	77.7	77.9	77.5	78.1	77.6	77.9	77.5	77.2	76.7	75.7	75.2	×	74.2	×
18	32	成田市	土室(NAA)	無指定	I 類型											67.6	67.2	67.8	67.6	68.1	68.3	68.0	68.1	○	65.0	○
19	33	成田市	飯岡	第1種	I 類型	75.0	75.5	74.9	74.6	75.2	74.5	74.9	75.0	75.0	74.1	75.5	74.7	74.7	74.4	74.0	73.4	72.5	72.2	×	71.9	×
20	34	成田市	土室(千葉県)	第1種	I 類型											75.2	74.5	75.6	75.2	75.6	75.7	75.5	77.5	×	80.4	×
21	35	成田市	荒海橋本	第1種	I 類型																		75.2	×	73.9	×
22	36	成田市	大生	第1種	I 類型						76.8	76.1	75.9	75.5	75.1	76.3	75.1	75.2	74.6	74.3	73.9	73.1	72.4	×	71.9	×
23	37	成田市	芦田(NAA)	無指定	I 類型	73.8	73.9	72.5	72.5	74.0	74.3	74.3	73.5	73.5	72.9	72.8	72.0	72.0	72.0	72.1	71.2	70.3	69.9	○	69.3	○
24	38	成田市	成毛	無指定	I 類型	69.0	68.5	68.1	68.1	68.8	67.9	68.0	67.9	68.6	68.3	70.4	69.7	70.7	70.6	70.6	70.0	69.5	68.6	○	66.1	○
25	39	成田市	芦田(成田市)	第1種	I 類型	79.5	79.1	77.9	78.0	78.6	78.8	79.4	77.6	77.8	79.4	79.8	79.3	79.3	78.8	78.6	78.1	76.9	76.2	×	75.3	×
26	40	成田市	大室(成田市)	無指定	I 類型											69.9	69.1	70.0	69.9	70.6	70.5	70.4	69.7	○	66.2	○
27	41	成田市	大室(NAA)	第1種	I 類型											72.3	72.4	73.7	73.5	74.2	73.4	73.1	72.6	×	67.4	○
28	42	成田市	16L	第2種	I 類型											85.6	85.9	87.3	87.1	87.4	87.4	— [※]	84.6	×	87.0	×
29	43	成田市	中郷	第1種	I 類型	74.6	74.8	73.7	72.7	73.7	74.3	74.2	73.5	73.3	72.6	73.9	73.1	73.0	73.0	72.7	72.1	71.0	70.3	×	70.2	×
30	44	成田市	押畑	無指定	I 類型											66.3	65.6	65.2	64.8	64.7	64.1	63.2	62.5	○	62.3	○
31	45	成田市	西和泉	第2種	I 類型	84.3	83.6	83.8	83.2	83.5	82.8	82.2	82.2	82.6	81.6	81.9	81.4	81.6	80.8	80.7	80.0	79.1	78.2	×	77.1	×
32	46	成田市	野毛平工業団地	第1種	適用除外	74.1	73.8	73.4	73.6	73.8	73.6	74.1	73.6	74.3	73.4	74.9	74.1	74.4	74.5	73.8	73.4	72.6	72.1	-	71.7	-
33	47	成田市	赤荻	第1種	I 類型	76.5	76.5	75.6	74.9	76.7	76.8	76.4	75.7	75.9	74.3	75.1	74.2	74.6	74.3	74.2	73.5	72.5	71.8	×	71.3	×
34	48	成田市	下金山	無指定	I 類型	69.3	69.6	68.7	68.3	70.0	69.5	69.5	68.8	69.8	68.7	68.5	67.5	67.4	67.2	67.4	66.8	65.7	65.0	○	64.6	○
35	49	成田市	野毛平	第1種	I 類型	79.0	78.8	78.3	77.6	78.4	79.1	78.7	77.6	77.6	76.9	77.0	76.1	76.2	75.8	76.0	75.2	74.1	73.1	×	72.8	×
36	50	成田市	新田(NAA)	無指定	I 類型											67.5	67.7	68.7	68.2	68.2	68.9	67.8	67.8	○	68.0	○
37	51	成田市	新田(成田市)	無指定	I 類型												71.6	73.2	71.2	71.2	71.7	70.9	70.5	×	68.7	○
38	52	成田市	堀之内	第1種	I 類型	71.8	71.7	71.5	71.3	71.9	71.6	71.7	71.7	72.3	71.1	73.2	72.5	73.0	72.8	73.1	72.3	71.6	71.2	×	70.6	×
39	53	成田市	馬場	無指定	I 類型	72.4	72.7	71.5	71.7	72.5	72.2	72.7	71.6	72.5	71.4	72.1	71.0	70.3	70.4	70.7	70.2	68.8	68.0	○	67.7	○
40	54	成田市	16R	無指定	適用除外	94.6	94.5	94.0	93.8	94.4	94.8	94.4	94.2	94.2	93.7	93.2	92.8	93.4	93.0	92.5	91.9	90.7	89.9	-	88.5	-

		(空港南側)																				単位: WECPNL				
運番	局No	所在地	測定局名	騒音区域	環境基準の種類	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	達成状況	H22	達成状況
41	55	多古町	一諏田	無指定	I 類型											67.7	67.9	69.3	68.9	68.7	69.3	68.6	68.9	○	63.2 [※]	×
42	56	成田市	34R	無指定	適用除外											78.4	78.3	79.3	79.3	79.5	79.5	79.3	79.2	-	86.6 [※]	-
43	57	成田市	遠山	第1種	I 類型	74.0	74.6	74.7	74.2	74.8	75.0	75.0	-	75.0	75.1	75.0	74.2	74.2	74.3	74.3	73.6	73.0	72.0	×	71.9	×
44	58	芝山町	梅ノ木	無指定	I 類型											65.5	65.6	66.9	66.3	66.5	66.8	66.3	66.4	○	62.7	○
45	59	成田市	本三里塚	第1種	I 類型	79.5	79.0	78.5	78.3	78.7	79.2	78.8	78.2	78.2	77.9	78.2	77.6	77.5	77.7	77.9	77.3	76.6	75.2	×	73.7	×
46	60	富里市	大和	無指定	I 類型											63.9	63.3	62.6	62.9	63.1	62.3	61.4	60.6	○	59.0	○
47	61	芝山町	菱田東	第1種	I 類型											66.7	66.8	67.9	67.7	67.8	68.0	67.6	67.7	○	65.8	○
48	62	多古町	間倉	無指定	I 類型											61.2	61.4	62.5	61.8	62.0	62.5	61.7	61.8	○	58.9	○
49	63	芝山町	菱田	第1種	I 類型						66.5	66.4	66.8	67.4	67.2	70.0	70.0	70.9	70.8	71.0	71.0	70.4	69.9	○	69.5	○
50	64	成田市	御料牧場記念館	無指定	I 類型	72.4	71.2	71.8	71.8	71.8	72.5	72.6	72.1	72.6	72.8	72.4	71.4	71.7	71.7	71.6	71.2	70.3	69.6	○	69.4	○
		成田市	三里塚	第2種	I 類型	88.4	87.9	87.1	86.8	87.2	87.3	87.6	87.9	88.0	87.7	87.7	87.4	87.5	87.5	87.4	87.0	86.6	85.9	×	廃止	
51	65	成田市	三里塚小学校	無指定	I 類型																			-	73.8	×
52	66	成田市	三里塚住宅	無指定	I 類型																			-	77.4	×
53	67	芝山町	芝山千代田	無指定	I 類型																			-	67.5	○

(空港南側)

単位:WECPNL

連番	局No	所在地	測定局名	騒音区域	環境基準の類型	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	達成状況	H22	達成状況																		
54	68	芝山町	大里	無指定	I 類型											70.5	70.6	71.2	71.1	70.6	70.7	69.9	69.5	○	69.0	○																		
55	69	芝山町	加茂	第1種	I 類型											68.0	68.5	69.1	68.9	69.3	69.2	69.1	68.6	○	69.8	○																		
56	70	成田市	本城	無指定	I 類型	72.3	72.9	73.1	72.8	73.1	73.2	73.2	72.5	72.8	72.9	72.5	72.1	72.0	72.0	72.1	71.3	70.9	70.1	×	70.3	×																		
57	71	芝山町	34L	無指定	適用除外	95.6	94.9	94.7	94.7	94.7	95.5	94.6	94.4	94.1	93.4	93.9	93.5	93.8	93.6	93.1	92.8	91.8	90.6	-	89.6	-																		
58	72	多古町	喜多	無指定	I 類型											61.9	62.1	63.2	62.9	63.0	63.3	63.0	62.6	○	62.0	○																		
59	73	芝山町	芝山東	無指定	I 類型	68.1	68.1	68.6	68.7	68.5	69.1	68.2	68.5	68.6	68.7	68.9	68.8	69.3	68.8	68.7	68.9	68.0	67.8	○	67.6	○																		
60	74	芝山町	谷	第1種	I 類型						74.4	74.1	79.2	78.5	78.8	78.3	77.8	78.0	77.7	77.2	76.9	76.3	75.0	×	75.5	×																		
61	75	成田市	南三里塚	第1種	I 類型	75.1	74.6	75.8	75.6	75.6	76.3	76.1	75.6	75.5	74.5	74.0	75.0	75.6	74.8	74.7	73.8	73.2	×	73.5	×																			
62	76	芝山町	大台	第3種	適用除外			86.3	86.9	86.2	86.3	86.2	85.7	87.1	86.0	84.5	84.2	84.2	83.8	83.8	83.2	82.4	81.1	-	80.0	-																		
63	77	芝山町	上吹入	無指定	I 類型						72.3	72.0	70.9	71.0	70.9	70.7	70.5	71.1	70.3	69.8	69.9	69.3	68.5	○	68.7	○																		
64	78	多古町	千田	第1種	I 類型											68.7	68.7	69.2	69.1	69.3	68.9	68.8	68.7	○	70.0	○																		
65	79	多古町	船越	無指定	I 類型											61.9	62.9	63.6	63.4	63.7	63.9	63.6	63.0	○	62.3	○																		
66	80	芝山町	高田西	無指定	I 類型						73.8	72.7	71.7	72.1	71.7	70.5	63.4	63.9	63.8	62.9	62.4	61.5	60.3	○	61.0	○																		
67	81	芝山町	竜ヶ塚	第1種	I 類型	77.3	76.3	78.0	77.5	77.0	77.3	76.9	76.4	76.5	76.3	76.0	75.4	75.7	75.5	75.0	74.5	73.6	72.9	×	73.0	×																		
68	82	多古町	牛尾	無指定	I 類型											66.2	66.3	67.2	67.2	67.6	67.3	67.1	66.6	○	68.2	○																		
69	83	芝山町	小池	第1種	I 類型	82.5	81.6	81.6	81.5	81.5	82.0	81.6	81.6	81.5	81.0	79.6	79.1	79.5	78.6	78.8	78.4	77.5	76.4	×	75.7	×																		
70	84	芝山町	芝山	第1種	I 類型	73.2	72.4	72.6	72.3	72.3	72.9	71.9	72.0	72.1	71.3	69.1	69.1	69.4	69.3	68.7	68.4	67.6	67.0	○	67.3	○																		
71	85	芝山町	芝山町役場	第1種	I 類型						75.3	74.0	73.6	74.1	73.4	72.0	72.2	72.2	71.6	71.3	70.4	69.5	○	69.5	○																			
72	86	芝山町	芝山集会場	第1種	I 類型						80.8	80.9	80.6	80.7	80.0	79.3	77.7	78.0	78.0	77.5	77.1	76.5	75.3	×	74.1	×																		
73	87	横芝光町	牛熊	無指定	I 類型	71.8	71.0	70.7	70.9	70.8	71.3	70.8	70.4	70.0	70.4	70.5	69.8	70.7	70.4	69.6	69.3	68.3	67.9	○	67.8	○																		
74	88	横芝光町	中台(千葉県)	第1種	I 類型	80.3	80.4	81.1	79.5	80.2	81.2	79.5	79.1	79.2	78.6	78.2	77.7	77.7	77.5	76.6	76.0	75.7	74.5	×	73.6	×																		
75	89	横芝光町	中台(NAA)	第1種	I 類型	73.9	73.8	73.7	74.0	73.6	74.0	73.6	73.1	72.6	73.0	73.1	72.5	72.9	72.6	72.2	71.9	70.9	70.6	×	70.5	×																		
76	90	横芝光町	中台(横芝光町)	第1種	I 類型						79.1	79.1	79.4	79.4	78.5	78.0	77.8	77.7	77.9	77.3	77.1	76.3	75.5	×	74.7	×																		
77	91	横芝光町	宝米	無指定	I 類型											63.1	63.3	63.8	63.3	64.9	65.0	64.1	64.2	○	65.6	○																		
78	92	横芝光町	大総	無指定	I 類型	67.6	67.9	68.0	68.2	67.8	68.0	67.6	67.6	67.2	67.9	68.5	68.3	68.7	68.3	68.1	68.1	67.5	67.5	○	68.0	○																		
79	93	山武市	山室	無指定	I 類型	71.3	71.2	71.7	71.5	70.9	71.1	70.2	70.4	70.3	69.5	67.7	67.6	67.7	68.0	67.9	67.6	66.8	66.0	○	66.1	○																		
80	94	横芝光町	長倉	無指定	I 類型	73.6	73.4	73.5	72.7	72.5	73.2	72.5	72.1	72.5	72.4	72.3	72.4	72.5	72.0	71.2	71.3	70.5	70.0	○	69.8	○																		
81	95	芝山町	牧野西	無指定	I 類型						71.1	71.2	70.2	71.1	70.5	69.4	64.6	65.2	65.0	64.6	63.8	63.1	62.0	○	62.5	○																		
82	96	山武市	八田	第1種	I 類型	76.5	76.1	75.7	75.4	76.0	76.3	75.4	75.2	75.8	75.4	75.1	74.8	75.0	74.7	74.4	74.2	73.5	72.6	×	71.8	×																		
83	97	山武市	古和	無指定	I 類型											65.3	65.2	65.5	65.0	64.3	64.1	63.4	62.7	○	63.0	○																		
84	98	横芝光町	横芝	無指定	I 類型											66.4	66.5	66.9	66.8	66.8	66.8	66.5	66.2	○	66.0	○																		
85	99	山武市	蕪木	無指定	I 類型	70.4	69.6	70.4	70.3	70.3	70.3	69.5	69.4	69.5	68.5	67.4	67.3	67.6	67.4	67.0	66.8	66.1	65.2	○	65.4	○																		
86	100	芝山町	高谷	無指定	I 類型						69.0	68.3	68.3	68.1	68.5	68.4	68.1	68.6	68.1	67.9	68.1	67.7	66.9	○	67.5	○																		
87	101	山武市	松尾	無指定	I 類型	73.1	72.9	73.1	72.8	72.9	73.0	72.1	72.1	72.5	71.8	70.3	70.1	70.5	70.5	70.3	70.1	69.2	68.2	○	67.7	○																		
		山武市	松尾支所	無指定	I 類型						72.5	72.0	72.3	72.0	71.5	70.4	70.4	70.7	70.1	69.8	69.7	68.9	68.5	○	廃止																			
88	102	山武市	上横地	無指定	I 類型																61.5	60.9	63.9	○	59.8	○																		
89	103	横芝光町	上塚	無指定	I 類型											66.4	66.4	66.7	66.8	66.7	66.6	66.3	59.7	○	65.8	○																		
90	104	山武市	連沼	無指定	I 類型	71.3	71.5	71.7	71.8	71.7	72.0	70.7	70.9	71.1	70.9	70.6	70.2	70.7	70.5	70.2	69.7	68.9	65.9	○	67.6	○																		
91	105	山武市	木戸	無指定	I 類型											66.6	66.2	66.2	65.9	65.7	65.6	65.0	68.2	○	63.3	○																		
(参考)						環境基準達成局数																				7	8	8	8	7	10	11	10	12	13	34	42	39	39	42	45	49	56	57
環境基準の達成状況は、平成13年度までは固定測定局でなく、夏季・冬季に毎年実施した実態調査結果から固定局となった局のみと比較した。						非達成局数																				34	33	34	33	34	42	41	41	40	39	48	41	44	44	41	39	35	29	29
						適応除外局数																				3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	6	5	5		
						計																				44	44	45	45	45	56	56	55	56	56	86	88	88	88	89	89	90	91	91
						環境基準達成率																				17%	20%	19%	20%	17%	19%	21%	20%	23%	25%	41%	51%	47%	47%	51%	54%	58%	66%	66.3%

※ 移設のため測定値は前年度との比較対象外。

※※ 16L局は平成20年11月から、B滑走路の延伸に伴い、旧測定局から北へ約670m移設を行った。このため、平成20年度は年間値及び環境基準の達成状況の評価を行わない。

(4) 平成13年度までの航空機騒音実態調査(夏季、冬季)による環境基準達成率

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
調査地点数	67	67	67	67	67	69	65	64	66	77 (69)
環境基準達成地点数	22	22	27	28	30	25	23	22	21	39 (31)
環境基準達成率(%)	32.8	35.8	40.3	41.8	44.8	36.2	35.4	34.4	31.8	50.6 (44.9)

(注) 平成13年度の()内は、未供用の暫定平行滑走路周辺8地点を含まない結果

(5) 継続固定測定局測定結果の経年変化 (WECPNL:13局)

単位: WECPNL

測定局	昭和											平成																					
	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
空	成田市新川局							70.1	70.5	70.7	70.9	71.8	72.3	72.3	71.6	70.7	70.3	70.9	70.5	70.7	70.1	70.2	69.2	70.4	70.0	69.9	69.7	69.8	69.1	68.4	68.1	67.7	
	成田市飯岡局 **							74.2	73.6	75.3	74.8	75.4	76.2	76.5	75.7	75.5	75.4	75.5	74.9	74.6	74.8	75.1	74.3										
	成田市飯岡局(NAA)																							75.5	74.7	74.7	74.4	74.0	73.4	72.5	72.2	71.9	
港	成田市荒海局 **	80	80	79	78.7	78.8	78.6	79.1	79.6	79.9	80.6	80.9	81.2	80.8	80.4	80.2	80.0	79.1	80.1	81.0	79.6	79.2	79.4	79.0									
	成田市荒海局(NAA)																								78.1	77.6	77.9	77.5	77.2	76.7	75.7	75.2	74.2
北	成田市芦田局 **							75.5	75.8	76.6	76.7	75.5	76.0	75.4	75.6	74.5	73.9	74.6	74.8	74.2	73.3	73.9	73.1										
	成田市芦田局(NAA)																								72.8	72.0	72.0	72.0	72.1	71.2	70.3	69.9	69.3
側	成田市西和泉局	86	83	82	82.5	82.9	82.9	82.5	82.7	83.5	84.3	84.6	84.6	84.5	84.3	83.6	83.8	83.2	83.5	82.8	82.2	82.2	82.6	81.6	81.9	81.4	81.6	80.8	80.7	80.0	79.1	78.2	77.1
空	芝山町大台局																86.3	86.9	86.2	86.3	86.2	85.7	87.1	86.0	84.5	84.2	84.2	83.8	83.8	83.2	82.4	81.1	80
	芝山町竜ヶ塚局							76.0	76.7	76.4	77.7	77.4	77.1	77.3	76.3	78.0	77.5	77.0	77.3	76.9	76.4	76.5	76.3	76.0	75.4	75.7	75.5	75.0	74.5	73.6	72.9	73.0	
	芝山町小池局	85	83	82	82.3	82.2	83.1	83.0	82.9	83.5	83.5	83.5	83.9	82.7	82.5	81.6	81.6	81.5	81.5	82.0	81.6	81.6	81.5	81.0	79.6	79.1	79.5	78.6	78.8	78.4	77.5	76.4	75.7
港	横芝光町牛熊局							70.3	71.2	70.3	71.6	72.0	71.0	71.8	71.0	70.7	70.9	70.8	71.3	70.8	70.4	70.0	70.4	70.5	69.8	70.7	70.4	69.6	69.3	68.3	67.9	67.8	
	横芝光町中台局	81	81	80	79.8	80.1	80.2	80.0	79.7	80.1	80.3	80.6	80.6	80.8	80.3	80.4	81.1	79.5	80.2	81.2	79.5	79.1	79.2	78.6	78.2	77.7	77.7	77.5	76.6	76.0	75.7	74.5	73.6
南	横芝光町長倉局							71.5	71.9	71.8	72.7	73.2	72.2	73.6	73.4	73.5	72.7	72.5	73.2	72.5	72.2	72.5	72.4	72.3	72.4	72.5	72.0	71.2	71.3	70.5	70	69.8	
	山武市八田局	76	76	75	75.1	75.7	75.8	74.7	73.7	75.3	76.0	75.9	76.2	76.1	76.5	76.1	75.7	75.4	76.0	76.3	75.4	75.2	75.8	75.4	75.1	74.8	75.0	74.7	74.4	74.2	73.5	72.6	71.8
側	芝山町山田局 **	87	87	84	84.3	85.0	85.7	85.6	85.9	86.7	86.0	86.7	86.6	86.6	86.3	85.5																	
	山武市蕪木局							69.1	70.1	70.1	71.2	70.4	69.3	70.4	69.6	70.4	70.3	70.3	70.3	70.3	69.5	69.4	69.5	68.5	67.4	67.3	67.6	67.4	67.0	66.8	66.1	65.2	65.4

(注) 1 **印の固定測定局は、移設により廃止

2 54~56年度の結果は、整数で表示

3 山田局は平成6年2月に大台局へ移転したので、5年度の測定結果は4月から1月までの平均値

(6) 継続固定測定局測定結果の経年変化(騒音ピークレベルのパワー平均値:13局)

単位: dB(A)

測定局	昭和													平成																				
	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
空	成田市新川局									73.9	73.3	73.1	73.0	73.9	74.4	74.5	73.6	72.9	72.5	73.1	72.6	72.9	71.9	72.2	71.4	71.1	71.0	70.4	70.2	70.3	69.8	69.6	69.3	68.9
	成田市飯岡局 **									77.5	76.5	77.5	76.9	77.4	78.2	78.6	77.7	77.6	77.5	77.6	76.9	76.7	76.2	77.1	76.4									
	成田市飯岡局(NAA)																									76.3	76.0	75.6	75.4	75.0	74.4	73.8	73.5	73.7
港	成田市荒海局 **	84	84	83	83.3	83.3	82.7	83.1	83.2	82.8	82.9	83.1	83.3	82.9	82.3	82.2	81.6	82.3	83.2	81.7	81.1	81.4	81.1											
	成田市荒海局(NAA)																									79.6	79.3	79.3	78.8	78.6	78.1	77.4	77.1	76.3
	成田市芦田局 **									78.7	78.5	78.8	78.7	77.5	77.7	77.5	77.4	76.6	76.1	76.7	76.7	76.3	75.0	76.0	75.3									
北	成田市芦田局(NAA)																									74.2	73.7	73.4	73.4	73.6	72.8	72.1	72.0	71.8
	成田市西和泉局	90	88	87	87.1	87.4	87.2	86.6	86.3	86.5	86.7	86.8	86.8	86.7	85.5	85.7	86.1	85.7	85.8	85.0	84.4	84.1	84.6	83.7	83.5	83.3	83.3	82.3	82.2	81.6	81.0	80.3	79.5	
空	芝山町大台局																88.0	88.6	87.9	87.9	87.9	87.0	88.7	87.6	86.1	86.0	85.8	85.8	85.2	84.6	83.9	83.0	82.1	
	芝山町竜ヶ塚局									78.4	78.7	77.7	79.0	78.8	78.5	78.6	77.9	79.5	79.1	78.5	78.7	78.6	77.7	78.1	77.9	77.0	76.5	76.7	76.2	75.8	75.4	74.7	74.3	75.0
	芝山町小池局	88	86	86	85.8	85.5	85.9	85.4	85.3	85.6	84.9	84.7	85.3	84.0	83.7	83.2	83.1	83.1	83.1	83.6	83.1	83.1	83.1	82.5	81.2	80.9	81.1	80.0	80.2	79.8	79.0	78.2	77.9	
港	横芝光町牛熊局									72.7	73.2	71.9	73.1	73.6	72.5	73.3	72.6	72.3	72.5	72.5	72.8	72.8	71.7	71.7	72.0	70.9	70.3	70.9	70.4	69.7	69.5	68.7	68.5	68.3
	横芝光町中台局	84	84	83	83.1	83.4	83.0	82.5	82.2	82.2	81.8	81.9	82.0	82.3	81.7	82.0	82.6	81.2	82.0	82.8	81.2	80.6	80.8	80.2	79.8	79.6	79.3	78.9	78.1	77.5	77.3	76.6	76.2	
	横芝光町長倉局									74.0	74.0	73.2	74.9	74.6	73.6	74.9	74.9	75.0	74.3	74.1	74.7	74.2	73.5	74.1	74.0	72.8	72.9	72.6	72.0	71.1	71.4	70.7	70.5	70.2
南	山武市八田局	79	78	78	78.4	79.1	78.7	77.2	76.1	77.3	77.5	77.2	77.6	77.6	77.9	77.7	77.3	77.1	77.7	77.9	77.1	76.6	77.5	77.1	76.2	75.9	75.7	75.2	75.0	74.6	74.0	73.4	72.7	
	芝山町山田局 **	90	90	88	87.6	88.3	88.5	88.0	88.2	88.7	87.3	88.0	87.9	88.0	87.6	87.1																		
	山武市蕪木局									71.3	72.0	71.4	72.3	71.8	70.7	71.7	71.1	71.8	71.9	71.8	71.8	71.2	70.7	71.1	70.1	68.9	69.0	69.1	68.7	68.4	68.2	67.6	67.2	67.7

(注) 1 **印の固定測定局は、移設により廃止

2 54~56年度の結果は、整数で表示

3 山田局は平成6年2月に大台局へ移転したので、5年度の測定結果は4月から1月までの平均値

III 參考資料

1 成田国際空港の概要

(1) 空港の概要

平成 22 年度の空港の概要について以下に整理する。

空港の位置及び全体図を図1-1及び図1-2に示す。

① 空港の位置及び面積

ア 位 置 千葉県成田市

イ 標点の位置 北緯 35 度 45 分 55 秒 東経 140 度 23 分 08 秒 海拔 41m

ウ 面 積 全体計画面積 1,145ha

供用区域面積 1,040ha 未供用整備区域面積 105ha (23 年 4 月現在)

図1-1 空港の位置

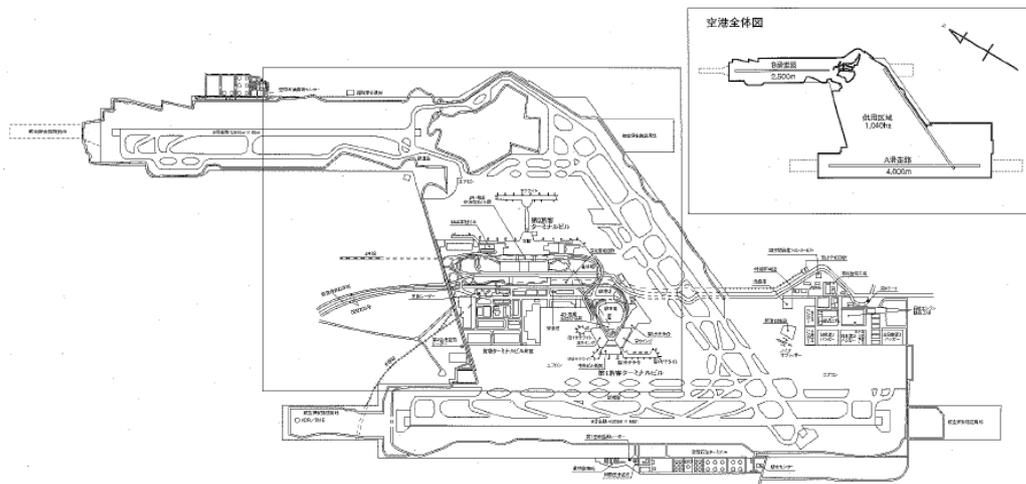


図1-2 空港全体図

(注) 1 横風用滑走路については、円卓会議の結論により平行滑走路完成後、環境への影響などを調査したうえで、改めて地域に提案することとなっている。

なお、それまでの間は当面、地上通路として整備する。

2 平行滑走路は、平成14年4月に 2,180mで暫定供用を開始し、平成21年10月に320m北伸し、B滑走路として供用が開始された。



出典：財団法人成田国際空港振興協会、「2011 成田空港ハンドブック」

② 空港の設置者

成田国際空港株式会社

Narita International Airport Corporation

ア 滑走路

A 滑走路 長さ 4,000m × 幅 60m

B 滑走路 長さ 2,500m × 幅 60m

イ 誘導路 長さ 29,900m × 幅 30m(一部23m)

ウ エプロン 面積 230 ha

エ スポット数

(平成 23 年 4 月現在)

区 分	B-747級用	B-767級用	合 計
第1期地区	87	4	91(93)
第2期地区	47	1	48(55)
合 計	134	5	139(148)

(注) 工事等により一部閉鎖中のものを含む

(注) エンジン試運転施設、デアイシングスポットは含まない

(注) ()内数字は一部スポットを小型機用スポットとして使用した場合のもの。

③ 運用状況

ア 供用時間

午前6時から午後11時まで

イ 発着回数(22年度実績)

区分	A滑走路	B滑走路	計
総発着回数	118,924	72,502	191,426
1日平均	325.8	198.6	524.5

ウ 航空会社の乗り入れ状況 (23年4月現在)

36か国 3地域 72社

国際線旅客便の発着回数から見た上位3社(23年4月現在)

1. 日本航空 (週間発着回数 530回)
2. 全日本空輸 (週間発着回数 514回)
3. デルタ航空 (週間発着回数 378回)

※週間発着回数は貨物便を含み、2011年夏のスケジュールによる。

エ 航空旅客数(22年度)

32,520,566人(対前年度比 99%)

オ 航空貨物量(22年度)

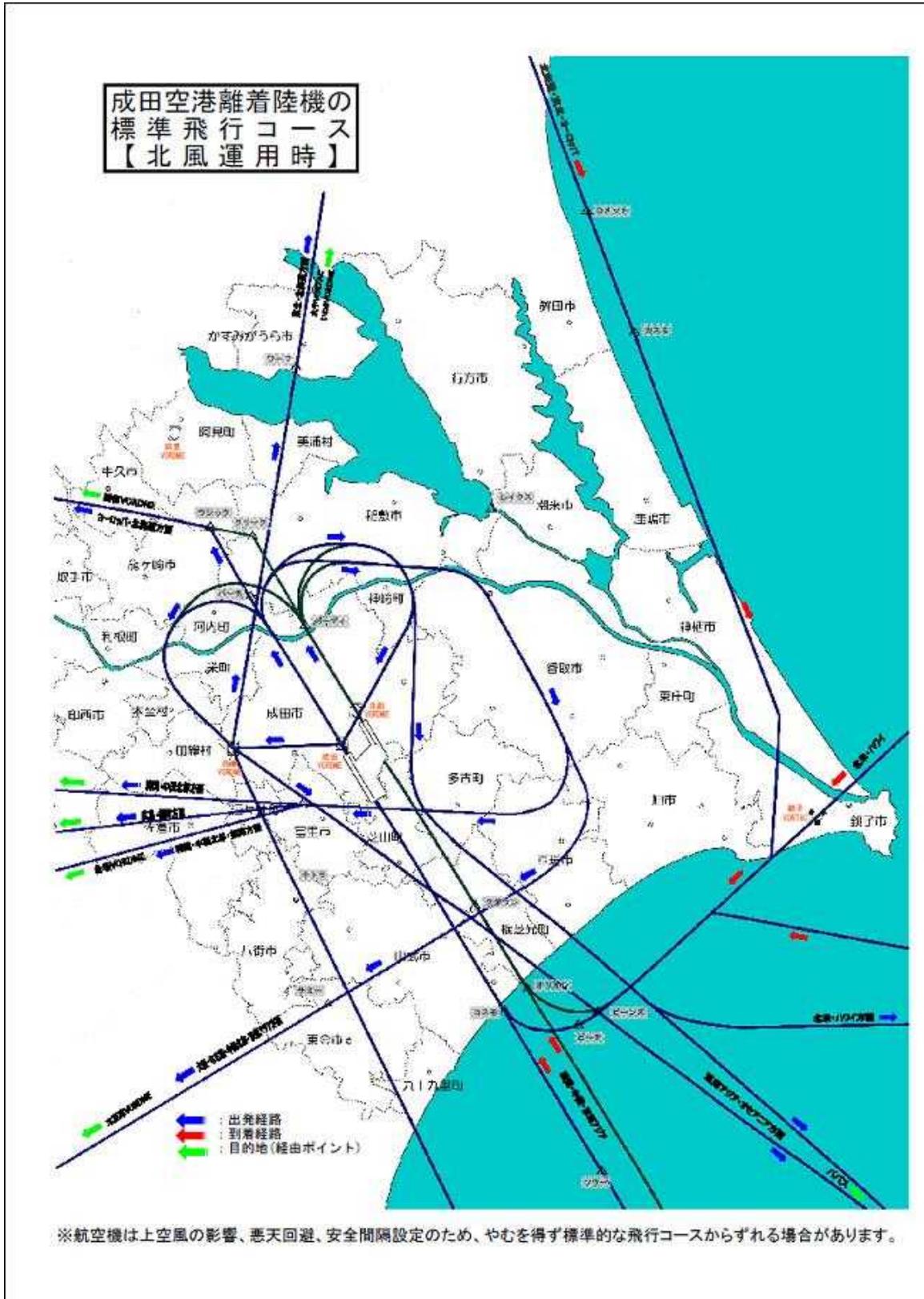
2,068,382t(対前年度比 105%)

(2) 飛行経路概略図

風向による飛行機の標準出発経路及び進入経路を図1-3及び図1-4に示す。

図 1-3 成田空港において北風が吹いているとき(滑走路 34 使用)

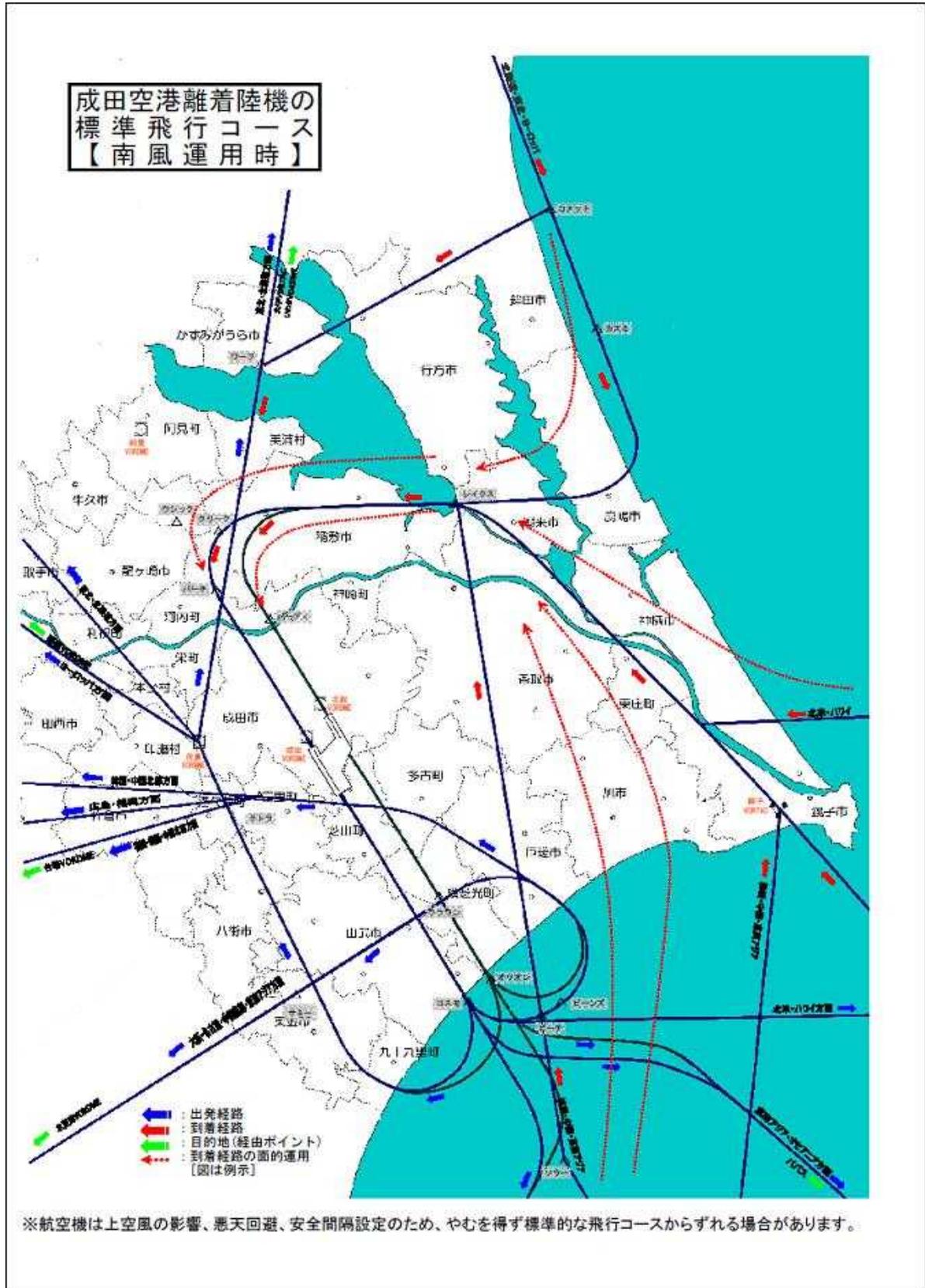
(注)滑走路34→336度方位に進行



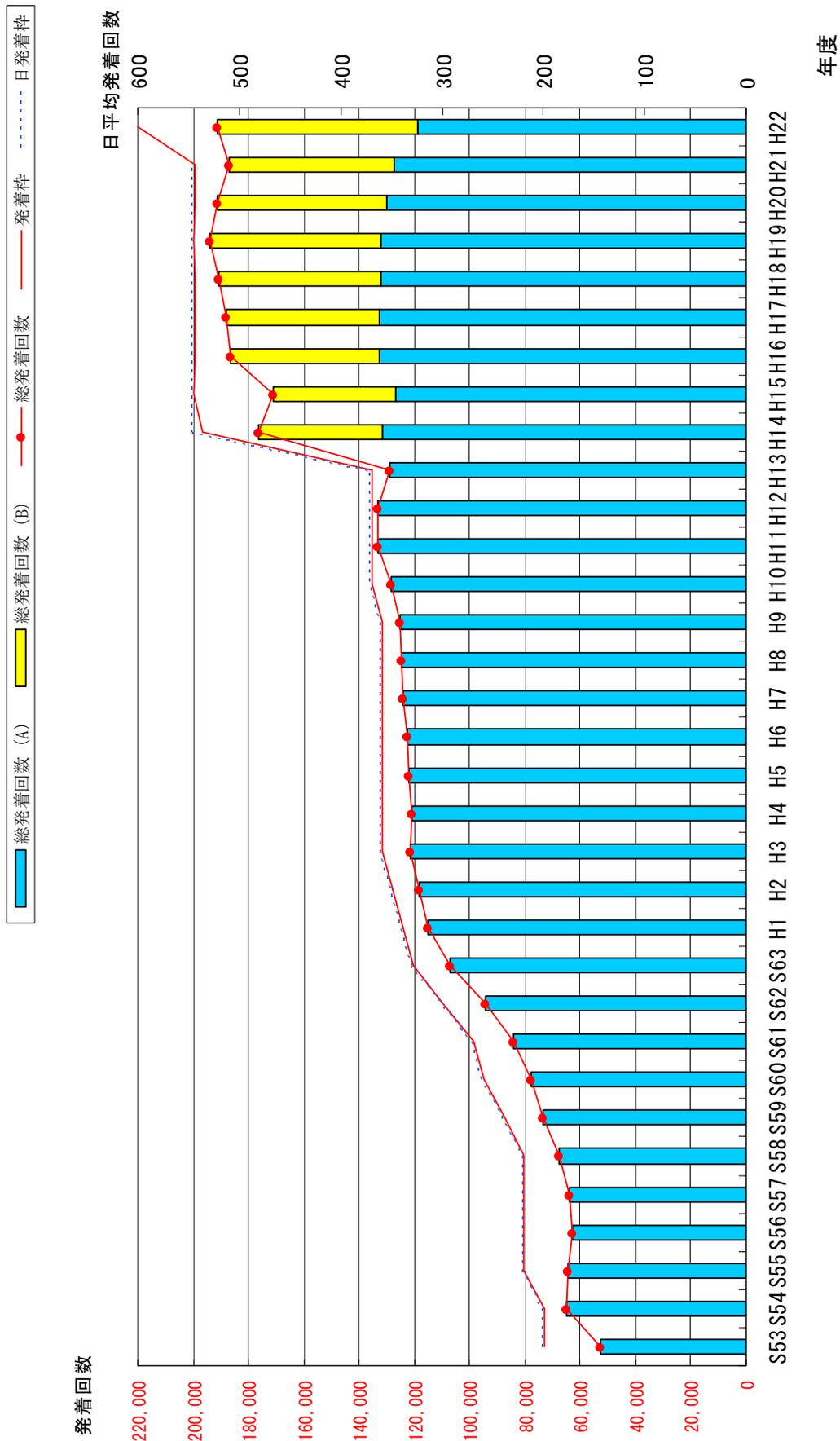
出典:成田国際空港株式会社ホームページ

図 1-4 成田空港において南風が吹いているとき(滑走路 16 使用)

(注)滑走路16→156度方位に進行



(3) 総発着回数の年度別推移



出典：財団法人成田空港周辺地域共生財団，「平成 22 年度成田国際空港周辺航空機騒音測定結果」

(4) 機種別離着陸比率集計表

年間 発着回数 機種別比率集計表

離着陸滑走路区分		A滑走路															
対象年度		平成22年度															
集計日数		365日															
機種	空港北側						空港南側						合計				
	離陸機数	日平均	比率%	着陸機数	日平均	比率%	離陸機数	日平均	比率%	着陸機数	日平均	比率%	離陸機数	着陸機数	全機数	日平均	比率%
B744	6,799	18.6	5.7	4,050	11.1	3.4	7,275	19.9	6.1	4,534	12.4	3.8	14,074	8,584	22,658	62.1	18.9
B763	9,012	24.7	7.5	1,533	4.2	1.3	8,881	24.3	7.4	2,195	6.0	1.8	17,893	3,728	21,621	59.2	18.0
B772	6,079	16.7	5.1	1,390	3.8	1.2	6,706	18.4	5.6	1,535	4.2	1.3	12,785	2,925	15,710	43.0	13.1
B77W	4,846	13.3	4.0	1,339	3.7	1.1	4,762	13.0	4.0	1,259	3.4	1.0	9,608	2,598	12,206	33.4	10.2
A333	2,794	7.7	2.3	539	1.5	0.4	2,836	7.8	2.4	632	1.7	0.5	5,630	1,171	6,801	18.6	5.7
B738	2,366	6.5	2.0	189	0.5	0.2	2,445	6.7	2.0	195	0.5	0.2	4,811	384	5,195	14.2	4.3
B752	1,825	5.0	1.5	352	1.0	0.3	1,665	4.6	1.4	621	1.7	0.5	3,490	973	4,463	12.2	3.7
MD11	1,141	3.1	0.9	786	2.2	0.7	1,064	2.9	0.9	1,172	3.2	1.0	2,205	1,958	4,163	11.4	3.5
A332	1,652	4.5	1.4	340	0.9	0.3	1,697	4.6	1.4	242	0.7	0.2	3,349	582	3,931	10.8	3.3
A320	1,843	5.0	1.5	177	0.5	0.1	1,640	4.5	1.4	212	0.6	0.2	3,483	389	3,872	10.6	3.2
A343	671	1.8	0.6	281	0.8	0.2	749	2.1	0.6	408	1.1	0.3	1,420	689	2,109	5.8	1.8
B737	924	2.5	0.8	65	0.2	0.1	883	2.4	0.7	206	0.6	0.2	1,807	271	2,078	5.7	1.7
B77L	662	1.8	0.6	244	0.7	0.2	606	1.7	0.5	413	1.1	0.3	1,268	657	1,925	5.3	1.6
B734	984	2.7	0.8	19	0.1	0.0	755	2.1	0.6	57	0.2	0.0	1,739	76	1,815	5.0	1.5
A388	476	1.3	0.4	210	0.6	0.2	298	0.8	0.2	564	1.5	0.5	774	774	1,548	4.2	1.3
B773	541	1.5	0.5	229	0.6	0.2	541	1.5	0.5	210	0.6	0.2	1,082	439	1,521	4.2	1.3
A346	315	0.9	0.3	190	0.5	0.2	321	0.9	0.3	260	0.7	0.2	636	450	1,086	3.0	0.9
A306	394	1.1	0.3	140	0.4	0.1	281	0.8	0.2	270	0.7	0.2	675	410	1,085	3.0	0.9
A321	446	1.2	0.4	13	0.0	0.0	514	1.4	0.4	8	0.0	0.0	960	21	981	2.7	0.8
B764	347	1.0	0.3	24	0.1	0.0	258	0.7	0.2	40	0.1	0.0	605	64	669	1.8	0.6
DH8D	303	0.8	0.3	5	0.0	0.0	303	0.8	0.3	10	0.0	0.0	606	15	621	1.7	0.5
CRJ1	182	0.5	0.2	10	0.0	0.0	206	0.6	0.2	9	0.0	0.0	388	19	407	1.1	0.3
CRJ2	173	0.5	0.1	8	0.0	0.0	192	0.5	0.2	4	0.0	0.0	365	12	377	1.0	0.3
B762	108	0.3	0.1	26	0.1	0.0	51	0.1	0.0	124	0.3	0.1	159	150	309	0.8	0.3
GLF5	114	0.3	0.1	20	0.1	0.0	94	0.3	0.1	36	0.1	0.0	208	56	264	0.7	0.2
CRJ7	132	0.4	0.1	3	0.0	0.0	122	0.3	0.1	3	0.0	0.0	254	6	260	0.7	0.2
GLEX	65	0.2	0.1	11	0.0	0.0	49	0.1	0.0	26	0.1	0.0	114	37	151	0.4	0.1
A319	87	0.2	0.1	1	0.0	0.0	54	0.1	0.0	7	0.0	0.0	141	8	149	0.4	0.1
A310	52	0.1	0.0	11	0.0	0.0	65	0.2	0.1	11	0.0	0.0	117	22	139	0.4	0.1
その他	303	0.8	0.3	81	0.2	0.1	311	0.9	0.3	115	0.3	0.1	614	196	810	2.2	0.7
合計	45,636	125.0	38.4	12,286	33.7	10.3	45,624	125.0	38.4	15,378	42.1	12.9	91,260	27,664	118,924	325.8	100.0

離着陸滑走路区分		B滑走路															
対象年度		平成22年度															
集計日数		365日															
機種	空港北側						空港南側						合計				
	離陸機数	日平均	比率%	着陸機数	日平均	比率%	離陸機数	日平均	比率%	着陸機数	日平均	比率%	離陸機数	着陸機数	全機数	日平均	比率%
B763	622	1.7	0.9	7,797	21.4	10.8	505	1.4	0.7	7,496	20.5	10.3	1,127	15,293	16,420	45.0	22.6
B772	12	0.0	0.0	5,004	13.7	6.9	15	0.0	0.0	4,878	13.4	6.7	27	9,882	9,909	27.1	13.7
B77W	4	0.0	0.0	3,589	9.8	5.0	2	0.0	0.0	3,431	9.4	4.7	6	7,020	7,026	19.2	9.7
B744	46	0.1	0.1	3,210	8.8	4.4	19	0.1	0.0	2,332	6.4	3.2	65	5,542	5,607	15.4	7.7
B738	274	0.8	0.4	2,502	6.9	3.5	236	0.6	0.3	2,436	6.7	3.4	510	4,938	5,448	14.9	7.5
A333	21	0.1	0.0	2,216	6.1	3.1	22	0.1	0.0	2,282	6.3	3.1	43	4,498	4,541	12.4	6.3
A332	367	1.0	0.5	1,703	4.7	2.3	405	1.1	0.6	1,836	5.0	2.5	772	3,539	4,311	11.8	5.9
A320	3	0.0	0.0	1,408	3.9	1.9	4	0.0	0.0	1,693	4.6	2.3	7	3,101	3,108	8.5	4.3
B752	15	0.0	0.0	1,330	3.6	1.8	18	0.0	0.0	1,218	3.3	1.7	33	2,548	2,581	7.1	3.6
B734	156	0.4	0.2	859	2.4	1.2	120	0.3	0.2	1,080	3.0	1.5	276	1,939	2,215	6.1	3.1
B737	113	0.3	0.2	883	2.4	1.2	28	0.1	0.0	793	2.2	1.1	141	1,676	1,817	5.0	2.5
DH8D	193	0.5	0.3	419	1.1	0.6	134	0.4	0.2	500	1.4	0.7	327	919	1,246	3.4	1.7
CRJ1	185	0.5	0.3	336	0.9	0.5	141	0.4	0.2	359	1.0	0.5	326	695	1,021	2.8	1.4
A321	8	0.0	0.0	479	1.3	0.7	5	0.0	0.0	473	1.3	0.7	13	952	965	2.6	1.3
CRJ2	176	0.5	0.2	286	0.8	0.4	108	0.3	0.1	351	1.0	0.5	284	637	921	2.5	1.3
B764	43	0.1	0.1	296	0.8	0.4	66	0.2	0.1	354	1.0	0.5	109	650	759	2.1	1.0
A343	2	0.0	0.0	359	1.0	0.5	0	0.0	0.0	374	1.0	0.5	2	733	735	2.0	1.0
B773	3	0.0	0.0	304	0.8	0.4	0	0.0	0.0	341	0.9	0.5	3	645	648	1.8	0.9
A306	71	0.2	0.1	239	0.7	0.3	109	0.3	0.2	206	0.6	0.3	180	445	625	1.7	0.9
B77L	0	0.0	0.0	281	0.8	0.4	0	0.0	0.0	330	0.9	0.5	0	611	611	1.7	0.8
B735	78	0.2	0.1	117	0.3	0.2	112	0.3	0.2	120	0.3	0.2	190	237	427	1.2	0.6
CRJ7	2	0.0	0.0	124	0.3	0.2	3	0.0	0.0	129	0.4	0.2	5	253	258	0.7	0.4
MD11	0	0.0	0.0	141	0.4	0.2	0	0.0	0.0	106	0.3	0.1	0	247	247	0.7	0.3
A346	0	0.0	0.0	65	0.2	0.1	0	0.0	0.0	121	0.3	0.2	0	186	186	0.5	0.3
GLF5	3	0.0	0.0	86	0.2	0.1	3	0.0	0.0	73	0.2	0.1	6	159	165	0.5	0.2
A319	0	0.0	0.0	53	0.1	0.1	0	0.0	0.0	80	0.2	0.1	0	133	133	0.4	0.2
A310	0	0.0	0.0	48	0.1	0.1	0	0.0	0.0	47	0.1	0.1	0	95	95	0.3	0.1
GLEX	3	0.0	0.0	31	0.1	0.0	1	0.0	0.0	49	0.1	0.1	4	80	84	0.2	0.1
GLF4	0	0.0	0.0	41	0.1	0.1	1	0.0	0.0	35	0.1	0.0	1	76	77	0.2	0.1
その他	3	0.0	0.0	171	0.5	0.2	2	0.0	0.0	140	0.4	0.2	5	311	316	0.9	0.4
合計	2,403	6.6	3.3	34,377	94.2	47.4	2,059	5.6	2.8	33,663	92.2	46.4	4,462	68,040	72,502	198.6	100.0

(5) 成田国際空港（旧新東京国際空港）の経緯

国		千葉県	
年月日	事 項	年月日	事 項
昭和			
41. 7. 4	新東京国際空港の位置等の閣議決定		
42. 8. 1	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」（騒防法）施行		
43. 1. 22	騒防法に基づく指定区域及び除外区域告示（運輸省告示第26号）		
44. 12. 1	騒防法に基づく指定区域拡大告示（運輸省告示第 323号）		
48. 12. 27	航空機騒音に係る環境基準告示（環境庁告示第 154号）		
49. 3. 28	騒防法改正 指定区域を第2種区域と改める。		
51. 1. 8	騒防法に基づく第1種区域（85WECPNL）、第2種区域（90WECPNL）及び第3種区域（95WECPNL）を告示（運輸省告示第9号）		
53. 5. 20	新東京国際空港開港（21日1番機飛来）	昭和 53. 6. 10 ～ 6. 16 53. 8. 29	第1回実態調査 「航空機騒音に係る環境基準」の地域類型指定（空港周辺13市町村）を告示（県告示第 695号）
53. 10. 19	「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」（騒特法）施行	53. 9. 27 ～10. 3	第2回実態調査

国		千葉県	
年月日	事項	年月日	事項
昭和			
53. 10. 19	騒特法施行令により、特定空港として指定	昭和	
		53. 11. 25	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準等について要望
		53. 11. 30	知事から空港公団総裁あて、環境基準等について要望
53. 12. 26	「航空機騒音に係る環境基準」の中間改善目標達成期限		
		54. 2. 15	第3回実態調査（以降毎年夏季及び
		～ 2. 21	冬季に実施）
		54. 4. 1	固定測定局3局（成田市西和泉、芝山町小池、横芝町中台）運用開始
54. 7. 10	騒防法に基づく第1種区域（80W E C P N L）の見直し告示（運輸省告示第 384号）		
		54. 8. 1	固定測定局3局増設（成田市荒海、芝山町山田、松尾町八田）運用開始（計6局）
		56. 11. 19	知事から空港公団総裁あて、飛行コースの改善について要請
57. 3. 30	騒防法に基づく第1種区域（75W E C P N L）の見直し告示（運輸省告示第 157号）		
		57. 11. 22	騒特法に基づき「新東京国際空港周辺地域における騒音対策基本方針」を決定
		58. 10. 6	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の達成について要請
		58. 10. 7	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の達成について依頼

国		千葉県		
年月日	事項	年月日	事項	
昭和 58. 12. 26	「航空機騒音に係る環境基準」の 最終目標達成期限	昭和 59. 6. 21	知事から運輸省航空局長、空港公団 総裁あて、環境基準の早期達成につ いて要請	
		59. 6. 26	知事から環境庁大気保全局長あて、 環境基準の早期達成について依頼	
60. 7. 1	騒防法に基づくB、C滑走路に係 る第1種区域（75WECPNL） 告示（運輸省告示第280号）	60. 11. 11	知事から運輸省航空局長、空港公団 総裁あて、環境基準の早期達成につ いて要請	
		60. 11. 27	知事から環境庁大気保全局長あて、 環境基準の早期達成について依頼	
		61. 7. 1	固定測定局8局増設（下総町新川、 成田市飯岡、成田市芦田、芝山町竜 が塚、横芝町牛熊、横芝町長倉、松 尾町山室、松尾町蕪木）運用開始（計 14局）	
		62. 10. 1	固定測定局と中央処理システム（大 気保全課・公害研究所（現：環境研 究センター））を公衆電話回線で接 続し、オンライン化運用開始	
		63. 8. 19	環境部長から空港公団周辺対策部 長あて、深夜早朝便数の低減等につ いて要請	

国		千葉県	
年月日	事項	年月日	事項
		平成	
		元. 11. 20	知事から運輸省航空局長、空港公団 総裁あて、環境基準の早期達成につ いて要請
2. 3. 5	(1日当たりの航空機発着枠340回 から350回へ拡大)	元. 11. 28	知事から環境庁大気保全局長あて、 環境基準の早期達成について依頼
2. 12. 20	(1日当たりの航空機発着枠350回 から360回へ拡大)	3. 12. 20	環境部長から運輸省航空局新東京 国際空港課長、空港公団周辺対策部 長、環境庁大気保全局企画課長あ て、環境基準の早期達成のための諸 施策の実施を要請
		5. 5. 14	知事から運輸省航空局長、空港公団 総裁、環境庁大気保全局長あて環境 基準の早期達成について要請
		8. 1	中央処理システム更新
		8. 1. 23	知事から運輸省航空局長、空港公団 総裁あて、環境基準の早期達成のた めの諸施策の実施を要請
		8. 1. 23	知事から環境庁大気保全局長あて、 環境基準の早期達成について依頼
		8. 4. 1	航空機騒音に係る環境基準の地域 類型指定の一部改正（都市計画法改 正に伴う）
		8. 12	県固定局6局更新（成田市荒海局、 成田市芦田局、成田市西和泉局、芝 山町小池局、横芝町中台局、松尾町 八田局）

国		千葉県	
年月日	事項	年月日	事項
10. 4. 25	(発着枠を1日360回から370回へと改訂)	9. 10. 1	成田空港周辺共生財団航空機騒音監視システムの稼働に伴い県固定局データの提供を開始する。
		9. 11	県固定局8局更新(下総町新川局、成田市飯岡局、芝山町大台局、芝山町竜ヶ塚局、横芝町牛熊局、横芝町長倉局、松尾町山室局、松尾町蕪木局)
		10. 2. 12	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		10. 2. 12	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
		11. 2. 8	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		11. 2. 8	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
		12. 6. 20	騒特法に基づく「新東京国際空港周辺地域における騒音対策基本方針」を変更
		13. 2. 20	知事から国土交通省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		13. 2. 20	知事から環境省環境管理局长あて、環境基準の早期達成について依頼

国		千葉県	
年月日	事項	年月日	事項
14. 4. 18	(暫定平行滑走路 供用開始。年間発着枠20万回に。)	13. 5. 18	騒特法に基づく航空機騒音障害防止区域等が都市計画決定
		13. 5. 18	都市計画法による都市計画決定に合わせて、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定を一部改正
		14. 3. 25	<p>県の固定測定局を再配備</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設局の移設 <p>成田市飯岡局、成田市荒海局、成田市芦田局、松尾町山室局を廃し、栄町矢向局、成田市押畑局、富里町大和局、松尾町古和局に移設。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設局の機能強化 <p>芝山町大台局、横芝町中台局、松尾町八田局に航空機接近識別装置を設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新設局整備 <p>下総町滑川局、下総町四谷局、下総町高倉局、成田市土室局、芝山町梅ノ木局、芝山町加茂局、多古町船越局、光町宝米局、成東町木戸局。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新設局に航空機接近識別装置を設置 <p>下総町滑川局、下総町高倉局、成田市土室局、芝山町加茂局、多古町船越局、光町宝米局、成東町木戸局。</p>
14. 4. 1	成田空港周辺地域共生財団の再整備した航空機騒音監視システムが稼働を開始。		
		16. 2. 27	知事から空港公団総裁あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請

国		千葉県	
年月日	事項	年月日	事項
16. 4. 1	(成田国際空港株式会社発足)	16. 3. 1	知事から国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		16. 3. 1	知事から環境省環境管理局长あて、環境基準の早期達成について依頼
		17. 1. 31	県固定局4局更新(栄町矢口局、成田市西和泉局・押畑局、芝山町小池局)
		18. 2. 28	県固定局2局更新(下総町新川局、松尾町古和局)
		18. 3. 27	知事から成田国際空港株式会社及び国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		18. 3. 27	知事から環境省水・大気環境局长あて、環境基準の早期達成について依頼
		19. 2. 20	騒特法に基づく「新東京国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針」を変更
		19. 2. 28	県固定局5局更新(富里市大和局、芝山町竜ヶ塚局、横芝光町牛熊局、長倉局、山武市蕪木局)
		20. 3. 25	知事から成田国際空港株式会社及び国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		20. 3. 25	知事から環境省水・大気環境局长あて、環境基準の早期達成について依頼

国		千葉県	
年月日	事 項	年月日	事 項
21. 10. 22	(2,500mB滑走路供用開始)	21. 3. 23	県の固定測定局1局移転(成田市土室局を同敷地内の170m南東にある成田市高度コース局内に移転)
22. 3. 28	(年間発着枠20万回から22万回へ拡大)	22. 3. 30	知事から成田国際空港株式会社及び国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		22. 3. 30	知事から環境省水・大気環境局長あて、環境基準の早期達成について依頼
		23. 3. 4	騒特法に基づく「成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針」を変更
23. 10. 20	(同時離着陸方式を導入)		
23. 10. 30	(年間発着枠23.5万回へ拡大)		

2 航空機騒音に係る環境基準について

(1) 航空機騒音に係る環境基準について（環境庁告示）

昭和 48 年 12 月 27 日 環境庁告示第 154 号

改正 平成 5 年 10 月 28 日 環境庁告示第 91 号

改正 平成 12 年 12 月 14 日 環境庁告示第 78 号

公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）第 9 条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

- 1 環境基準は地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値（単位 WECPNL）
I	70 以下
II	75 以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続 7 日間行い、暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位デシベル）及び航空機の機数を記録するものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 評価は、(1) のピークレベル及び機数から次の算式により 1 日ごとの値（単位 WECPNL）を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

算 式

$$dB(A) + 10 \log_{10} N - 27$$

(注) dB(A) とは、1 日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、N とは、午前 0 時から午前 7 時までの間の航空機の機数を N_1 、午前 7 時から午後 7 時までの間の航空機の機数を N_2 、午後 7 時から午後 10 時までの間の航空機の機数を N_3 、午後 10 時から午後 12 時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

- (5) 測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

- 3 1 の環境基準は、1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場及び離島にある飛行場

の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標	
既設飛行場	新設飛行場	直ちに		
	第三種空港及びこれに準ずるもの			
	第二種空港（福岡空港を除く。）	A	5年以内	5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。
		B	10年以内	
新東京国際空港		10年以内	5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。	
第一種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港		10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。	

備考

- 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 - 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
 - 3 達成期間の欄に掲げる期間及び改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

(2) 航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について（環境庁大気保全局長通知）

平成13年1月5日 環大企第1号
環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて

航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準が下記のとおり定められたので、通知する。

記

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の制定により、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、環境基本法第16条第1項の基準についての同条第2項の規定による地域の指定に関する事務は、その地域が属する都道府県知事が処理するものとされた。このうち、同法第40条の2及び同条の規定に基づく「環境基準に係る地域又は水域の指定の事務に関する政令」（平成5年政令第371号）第2条の規定により、交通に起因して生ずる騒音に関する地域の指定に関する事務は、都道府県知事が地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務として行うこととされた。都道府県知事が事務を行う際には、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月環境庁告示第154号）に定めるほか、別添により地域の類型を当てはめて、その指定を行われたい。

別添

航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について

- 1 環境基準の地域類型をあてはめる地域は、航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域とすること。したがって、工業専用地域、原野、海上等は地域類型のあてはめを行わないものとする。なお、「航空機騒音」とは、ターボジェット発動機、ターボファン発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機又はピストン発動機等を主な動力とする航空機の航行に伴って発生する騒音をいうこと。
- 2 地域類型の当てはめに際しては、当該地域の土地利用等の状況を勘案して行うこと。この場合において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域が定められている地域にあっては、原則として、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用域及び第2種中高層住居専用地域を類型Ⅰに当てはめるものとし、その他を類型Ⅱに当てはめるものとする。また、用途地域が定められていない地域にあっては、現在及び将来の土地利用状況を勘案し、現在市街化している地域又は将来の市街化が予定されている地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に相当する地域を類型Ⅰに当てはめる等用途地域が定められている地域に準じて当てはめを行うこと。
- 3 地域指定の見直しは、おおむね5年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うとともに、土地利用計画（土地基本法（平成1年法律第84号）第11条第1項に規定する土地利用計画をいう。以下同じ。）上の大幅な変更があった場合にも速やかに行うこと。
- 4 「航空機騒音に係る環境基準について」の第1の3中「1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場」とあるのは、公共用飛行場であって、航空機（航空法（昭和27年法律第31号）第2条第16項に規定する航空運送事業の用に供されるもの又は操縦の練習の用に供されるものに限る。）が1年間に当該飛行場に離着陸した回数を年間総日数で除した値が10以下のもの及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する飛行場であって、自衛隊等の航空機が1年間に当該飛行場に離着陸した回数（緊急的な離着陸を除く。）を年間総日数で除した値が10以下のものをいう。

5 「航空機騒音に係る環境基準について」の第1の3中「離島にある飛行場」とあるのは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域が存する離島、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）第2条第2項に規定する離島、奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び小笠原諸島振興特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島にある飛行場をいう。

6 「航空機騒音に係る環境基準について」の第2の1の表の既設飛行場の項中「これに準ずるもの」とあるのは、空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港及び自衛隊等が使用する飛行場を除く飛行場並びに航空法第79条ただし書の規定により運輸大臣の許可を受けた離着陸の場所であって、反復して使用されるものをいう。

(3) 航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定（千葉県告示）

昭和 53 年 8 月 29 日 千葉県告示第 695 号
 改正 平成 3 年 11 月 29 日 千葉県告示第 1017 号
 改正 平成 8 年 4 月 1 日 千葉県告示第 441 号
 改正 平成 13 年 5 月 11 日 千葉県告示第 592 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定により航空機騒音に係る環境基準（昭和 48 年環境庁告示第 154 号）の地域の類型ごとに指定する地域を次のとおり定める。

地域指定

地域の類型	該 当 地 域
I	別表第 1 に掲げる区域のうち、都市計画法（昭和 48 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに同号に規定する用途地域の定められていない地域のうち別表第 2 に掲げる工業団地を除いた地域
II	別表第 1 に掲げる区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第 2 に掲げる工業団地

別表第 1

飛行場名	区 域
新東京国際空港 (昭和 53 年告示)	成田市、印旛郡富里町及び栄町、香取郡下総町、大栄町及び多古町、匝瑳郡光町並びに山武郡成東町、山武町、蓮沼村、松尾町、横芝町及び芝山町の全域。 ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業専用地域及び新東京国際空港の敷地を除く。
東京国際空港及び木更津飛行場 (昭和 53 年告示)	木更津市及び君津市の全域。 ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業専用地域及び木更津飛行場の敷地を除く。
下総飛行場 (平成 3 年告示)	船橋市、鎌ヶ谷市、白井市及び東葛飾郡沼南町のうち別図第 1 に表示する実線によって囲まれた地域。ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業専用地域及び下総飛行場の敷地を除く。

別表第 2

名 称	市町村名	区 域
富里工業団地	印旛郡富里町	立沢新田、十倉及び高野のうち別図第 2 で示す部分
多古ときわ台工業団地	香取郡多古町	南玉造のうち別図第 2 で示す部分
松尾工業団地	山武郡成東町	上横地のうち別図第 2 で示す部分
	山武郡松尾町	借毛本郷及び下之郷のうち別図第 2 で示す部分
芝山工業団地 (木崎地区)	山武郡芝山町	小池のうち別図第 2 で示す部分

別図第 1 及び別図第 2 は省略し、千葉県環境生活部大気保全課において縦覧に供する。

(4) 航空機騒音に係る環境基準について（環境庁大気保全局通知）

本通知は、平成13年1月の法廷受託事務の通知により廃止。測定方法等は、技術的アドバイスになった。

昭和49年7月2日 環大特第42号
環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて
改正 平成5年7月26日 環大企第323号・環大特第81号・環大自第66号
改正 平成5年11月18日 環大企第488号・環大特第123号・環大自第102号

航空機騒音に係る環境基準（以下単に「環境基準」という。）は、昭和48年12月27日付け環境庁告示第154号をもって設定されたところである。

環境基準は、航空機騒音につき生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい基準として公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条第1項に基づき定められたものであり、飛行場周辺における航空機騒音による被害を防止するための発生源対策、障害防止対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての目標となるべきものである。貴職におかれては、このような環境基準の設定の主旨にかんがみ、下記の事項に十分御留意のうえ、環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定（以下「地域指定」という。）を行うほか、環境基準達成のための施策の実施に関し、格段の御配慮を願いたく通知する。

なお、地域指定を行った場合には遅滞なく環境庁に報告されたい。

おって、環境基準達成のための施策に関して、関係各省庁に対し、別添の文書を送付したので念のため申し添える。

記

第1 地域指定

- 1 地域指定の権限は、公害対策基本法第9条第2項の規定に基づいて制定された「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）」により、当該地域が属する区域を管轄する都道府県知事に委任されているので、貴職において地域指定を速やかに行うこと。
- 2 環境基準の地域類型をあてはめる地域は、航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域とすること。従って、工業専用地域、原野、海上等は地域類型のあてはめを行わないものとする。
- 3 地域類型のあてはめに際しては、当該地域の土地利用等の状況を勘案して行うこと。この場合において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域が定められている地域にあつては、原則として、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を類型Ⅰにあてはめるものとし、その他を類型Ⅱにあてはめるものとする。また、用途地域が定められていない地域にあつては、現在及び将来の土地利用状況を勘案し、現在市街化している地域又は将来の市街化が予定されている地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に相当する地域を類型Ⅰにあてはめる等用途地域が定められている地域に準じてあてはめを行うこと。

なお、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）によって改正された用途地域に指定を受けておらず、従前の用途地域が存続している地域にあつては、従前の用途地域に基づいて地域の類型のあてはめをして差し支えないこと。この場合、地域の類型Ⅰは第一種住居専用地域及び第二種住居専用地域に、地域の類型Ⅱは住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に対応するものであり、工業専用地域については地域の類型あてはめを行わないものとする。

- 4 地域指定を行ったときは、直ちに都道府県の公報に掲載するなどにより公示し、関係住民に周知させるよう配慮すること。

- 5 地域指定の見直しは、概ね5年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うとともに、土地利用計画上の大幅な変更があった場合にも速やかに行うこと。

第2 測定方法等

- 1 測定は、暗騒音よりピークレベルが10dB以上大きいすべての航空機騒音について、各測定時期ごとに連続7日間行うことが原則であるが、当該時期の平均的な騒音の状況を把握するために必要かつ十分な日数としても差し支えないこと。
なお、測定の際の暗騒音とは、測定点付近における航空機騒音以外の騒音をいうものであり、このレベルがあまり変動しない場合は、一定値として扱ってもよいこと。
- 2 測定は、当該地域において環境基準の達成状況を把握し、対策を講ずる上で必要と認められる地点であって、なるべく暗騒音レベルの低い地点を選定して行うこと。
なお、適宜固定測定点を設けて航空機騒音の年次的推移を把握することが望ましいこと。
- 3 測定は、運航方法及び気象条件を勘案して、年間を通じての平均的な航空機騒音の状況が把握できる時期を選定して行うこととし、航空機騒音の状況が時期によってほとんど変化しない場合は年1回以上、かなり変化する場合は四季ごとに1回（年4回）以上行うこと。
- 4 航空機騒音の評価は、測定されたピークレベル及び機数から1日ごとのWECPNLの値を算出し、一年間のそのすべての値をパワー平均して行うこととするが、運航方法又は気象条件が極めて特殊な日の値は除外すること。
なお、自衛隊等が使用する飛行場の周辺における測定結果の評価に際しては、自衛隊の現地部隊等の協力を求めて災害派遣、航空救難、緊急発進等の緊急的な離着陸を把握し、当該測定結果を除外して行うこと。

第3 その他

- 1 「航空機騒音」とは、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機又はピストン発動機を主な動力とする航空機の航行に伴って発生する騒音をいうこと。
- 2 「1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場」とは、公共用飛行場にあつては、当該飛行場に離着陸する航空機であつて、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第17項に規定する航空運送事業の用に供されるもの又は操縦練習の用に供されるものの年間総離着陸回数を年間日数で除した値が10以下のものをいうこと。
- 3 「離島にある飛行場」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域を有する離島、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）第2条第2項に規定する離島、奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び小笠原諸島振興特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島にある飛行場をいうこと。
- 4 「第三種空港及びこれに準ずるもの」のうち「これに準ずる」とは、空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港及び自衛隊等が使用する飛行場を除く飛行場並びに航空法第79条但書により運輸大臣が許可した離着陸場であつて、反復継続して使用されるものをいうこと。
- 5 「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいうこと。

(5) 航空機騒音に係る環境基準について（新環境基準）

（平成25年4月1日から適用）

昭和48年12月27日 環境庁告示第154号
改正 平成5年10月28日 環境庁告示第91号
改正 平成12年12月14日 環境庁告示第78号
改正 平成19年12月17日 環境省告示第114号

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

（注）Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z8731 に従うものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 評価は、算式アにより1日（午前0時から午後12時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left[\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right] \right\}$$

（注）i、j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前7時から午後7時までの時間帯におけるi番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後7時から午後10時までの時間帯におけるj番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間（1秒）をいい、 T とは、観測1日の時間（86400秒）をいう。

算式イ

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注) Nとは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうちi日目の測定日の L_{den} をいう。

- (5) 測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。
- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの		
	第二種空港（福岡空港を除く。）	A	5年以内
		B	10年以内
	成田国際空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 2 10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。
第一種空港（成田国際空港を除く。）及び福岡空港			

備考

- 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 - 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
 - 達成期間の欄に掲げる期間及び改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

(6) 航空機騒音に係る環境基準の一部改正について

平成 19 年 12 月 17 日 環水大大発第 071217004 号
環境省水・大気環境局長から各都道府県知事あて

航空機騒音に係る環境基準の一部を改正する告示（環境省告示第 114 号）が平成 19 年 12 月 17 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行される。

航空機騒音に係る環境基準（以下「基準」という。）は、昭和 48 年 12 月 27 日付け環境庁告示第 154 号をもって設定され、騒音の評価指標として *WECPNL* が採用されてきた。しかし、近年、騒音測定機器が技術的に進歩し、また、国際的にも騒音の評価には等価騒音レベル基本とした評価指標が採用されている。今回の基準の改正は、このような動向を踏まえ、平成 19 年 6 月 27 日付けの中央環境審議会答申「航空機騒音に係る環境基準の改正について」（中環審第 409 号）を踏まえ、騒音の評価指標を *WECPNL* から時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）に改正するものである。

このような改正の趣旨にかんがみ、下記の事項に留意の上、環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定（以下、「地域指定」という。）及びその運用に遺漏なきを期されるとともに、各関係機関と連携を図りつつ、本基準の維持、達成のための施策の実施に関し、格段の御努力をいただきたく通知する。

なお、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 49 年 7 月 2 日環大特第 42 号環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて通知）及び「小規模飛行場環境保全暫定指針」（平成 2 年 9 月 13 日環大企第 342 号環境庁大気保全局長から各都道府県知事及び政令指定都市市長あて）は、平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止する。

おって、関係省に対し、別添の文書を送付したので念のため申し添える。

記

第 1 改正の概要

1 評価指標について

評価指標の改正に当たっては、騒音測定機器の技術的な進歩、 L_{den} 等の等価騒音レベルを基本とした指標が国際的に採用されている状況等を総合的に勘案し、新たな評価指標を *WECPNL* から L_{den} に改正した。

なお、 L_{den} については、算式アにより 1 日ごとの L_{den} を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。ただし、 L_{AE} （単発騒音暴露レベル）の求め方については、日本工業規格 Z 8731 によるものとする。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left[\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right] \right\}$$

(注) i 、 j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前 7 時から午後 7 時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後 7 時から午後 10 時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間（1 秒）をいい、 T とは、観測 1 日の時間（86400 秒）をいう。

算式イ

$$10 \log_{10} \left[\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right]$$

(注) N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

2 基準値について

基準値の設定に当たっては、まずは、現行基準レベルの早期達成を実現することが肝要であることから、騒音対策の継続性も考慮し、引き続き現行の基準値に相当するレベルとした。

3 小規模飛行場の扱いについて

今般の改正により、小規模飛行場環境保全暫定指針を統合することとし、これまで基準の適用除外とされてきた1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場についても、基準を適用することとする。ただし、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場については適用しない。

ここで、「1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場」とは、飛行場及び反復継続使用される場外離着陸場のうち1日当たりの離着陸回数が10回以下のものをいう。また、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する飛行場であって、自衛隊等の航空機が1年間に当該飛行場に離着陸した回数（緊急的な離着陸を除く。）を年間総日数で除した値が10以下のものをいう。

なお、「警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場」とは、警察、消防及び自衛隊等が専用使用する飛行場をいい、また、災害派遣、航空救難等の緊急的な運航については、基準は適用されない。

第2 その他

1 地域指定について

地域指定については、「航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」（平成13年1月5日環大企第1号環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて）により記しているところであるが、地域指定を行ったときは、遅滞なく環境省に報告するとともに、直ちに都道府県の公報に掲載するなどにより公示し、関係住民等に周知させるよう配慮すること。

2 経過措置について

施行については、新たな評価指標である L_{den} による測定の準備に要する期間等を考慮して平成25年4月1日としたところである。貴職におかれては、施行までに L_{den} による測定できる態勢の整備に万全を期されたい。また、施行までに L_{den} による測定が可能になった場合は、各飛行場における L_{den} の実態を把握することが重要であることから、現行の評価指標である $WECPNL$ による環境基準値の評価を行うとともに、 L_{den} による調査も併せて実施することが望ましい。

3 測定について

L_{den} による測定については、航空機騒音監視測定マニュアル（仮称）の策定などを予定しており、これらについては今後別途通知する。

4 達成期間について

達成期間に示す期間は、これまでと同様に、基準が定められた昭和48年12月27日を起点としている。

3 航空機騒音に係る関係機関に対する要請等について

年 月 日	あ て	発	要 請 要 旨	備 考
昭和46年1月8日	新東京国際空港建設 実施本部長（運輸大臣）	知事	<ol style="list-style-type: none"> 1 航路の設定（進入角度、飛行コース、待機飛行空域、飛行高度）について 2 運行時間の厳守について 3 騒音区域の買収について 4 学校等に対する防音工事について 5 エンジンの試運転の防音対策について 6 民家等の騒音対策に係る財源について 7 地域開発に係る財源について 	
昭和46年1月29日		大臣	対策を行う旨の回答	
昭和53年11月25日	環境庁大気保全局長	知事	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境基準（WECPNL）の見直しについて 2 環境基準の類型区分の見直しについて 3 環境基準に係る改善目標（中間目標）の達成について（昭和53年12月26日まで） 4 環境基準達成年限（昭和58年12月26日まで）の繰上げについて 5 監視測定の実施主体等について 6 低周波空気振動対策について 	環境基準の地域類型あてはめ告示（昭和53年8月29日）
昭和54年1月30日	知 事	局長	環境庁大気保全局の見解を回答	
昭和53年11月30日	新東京国際空港公団総裁	知事	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境基準に係る改善目標（中間目標）の達成について（昭和53年12月26日まで） 2 環境基準の早期達成について（昭和58年12月26日まで） 3 低周波空気振動対策について 	
昭和54年1月29日	知 事	総裁	公団の対応状況を回答	

年 月 日	あ て	発	要 請 要 旨	備 考
昭和56年11月19日	新東京国際空港公団総裁	知事	1 飛行コースずれの改善 2 飛行コース監視測定の実施	昭和55年飛行コース実態調査結果による
昭和58年10月6日	運輸省航空局長	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 低騒音型機の積極的導入 3 飛行コースの遵守指導 4 空港周辺騒音対策の推進	環境基準の達成期限(昭和58年12月26日)を控えて
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 空港周辺騒音対策の推進	
昭和58年10月7日	環境庁大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
昭和59年6月21日	運輸省航空局長	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 低騒音型機の積極的導入 3 飛行コースの遵守指導 4 空港周辺騒音対策の推進	環境基準の達成期限(昭和58年12月26日)後の実態調査結果(一部地域で基準を超過)を踏まえて
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 空港周辺騒音対策の推進	
昭和59年6月26日	環境庁大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
昭和60年11月11日	運輸省航空局長	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 空港周辺騒音対策の推進	昭和60年度夏季調査において飛行コースずれが多く見られたため
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導	
昭和60年11月27日	環境庁大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	

年 月 日	あ て	発	要 請 要 旨	備 考
昭和63年8月19日	新東京国際空港公団周辺対策部長	環境部長	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導	昭和62年度実態調査において一部環境基準を上回る地域があり、飛行コースずれも一部見られたため
平成元年11月20日	運輸省航空局長	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 航空機の低騒音化技術開発の促進 4 空港周辺騒音対策の推進	昭和63年度実態調査及び固定測定局測定結果（一部環境基準を上回る地域があり、騒防法区域外での75W ECPNL超過も見られた等）に基づき
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 空港周辺騒音対策の推進	
平成元年11月28日	環境庁大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
平成3年12月20日	運輸省航空局新東京国際空港課長	部長	1 航空機低騒音化のための技術開発の促進 2 深夜早期時間帯の飛行便数低減 3 飛行コースの遵守指導	
	新東京国際空港公団周辺対策部長	部長	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導	
	環境庁大気保全局企画課長	部長	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
平成5年5月14日	運輸省航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るための指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の確立	平成3年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため

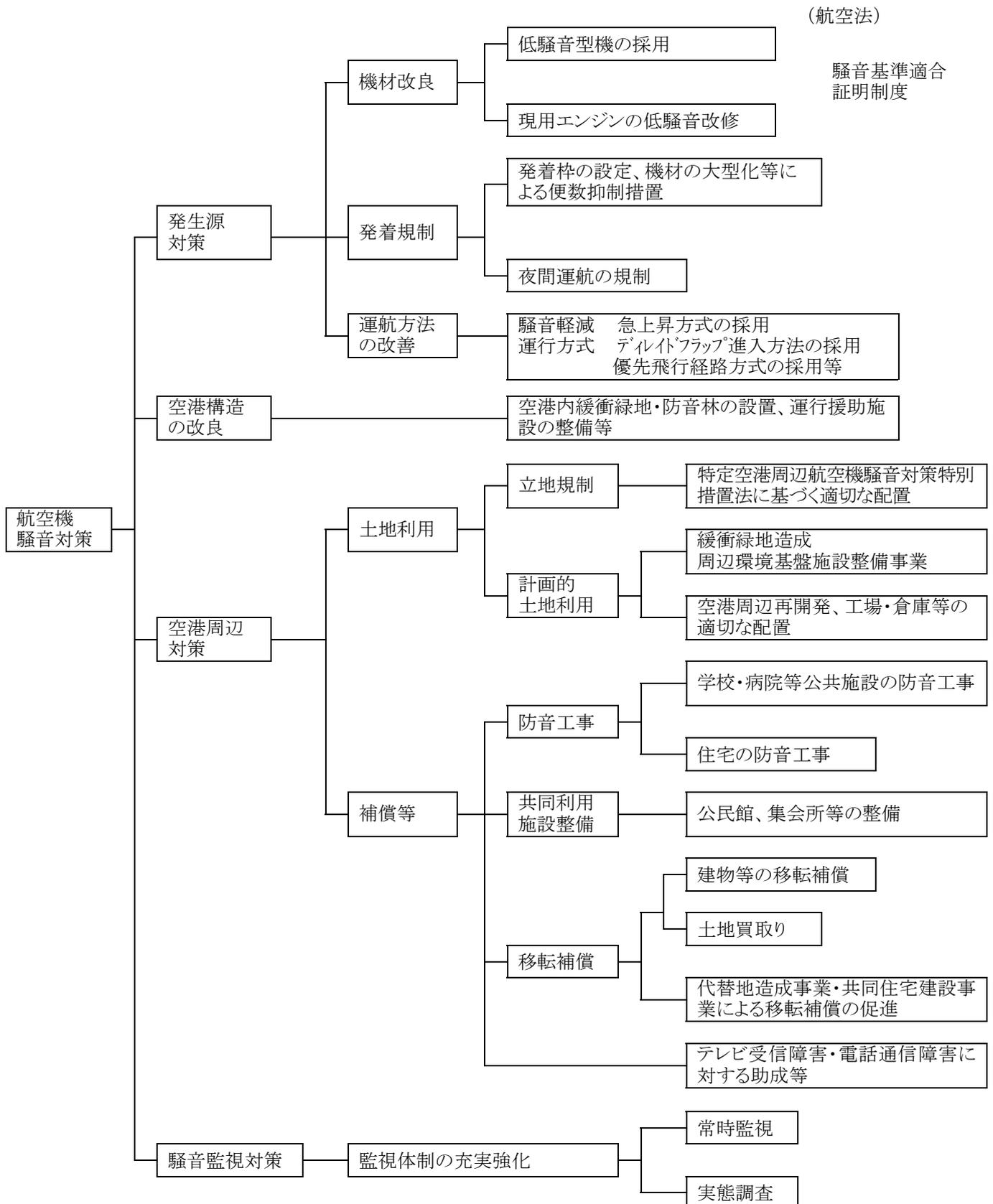
年 月 日	あ て	発	要 請 要 旨	備 考
平成5年5月14日	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行の実施の指導	
	環境庁大気保全局長	知事	関係機関等に勧告等の措置を講ずるよう要請	
平成8年1月23日	運輸省航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るための指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の確立	平成6年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行の実施の指導 2 空港敷地内外における防音林・防音堤等の防音対策の拡充	
	環境庁大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
平成10年2月12日	運輸省航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るための指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の確立	平成8年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行の実施の指導 2 空港敷地内外における防音林・防音堤等の防音対策の拡充	

年 月 日	あ て	発	要 請 要 旨	備 考
平成10年2月12日	環境庁大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
平成11年2月8日	運輸省航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るための指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の確立	平成9年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行の実施の指導 2 空港敷地内外における防音林・防音堤等の防音対策の拡充	
平成11年2月8日	環境庁大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
平成13年2月20日	国土交通省航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るための指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の確立	平成11年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行の実施の指導 2 空港敷地内外における防音林・防音堤等の防音対策の拡充	
	環境省環境管理局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	

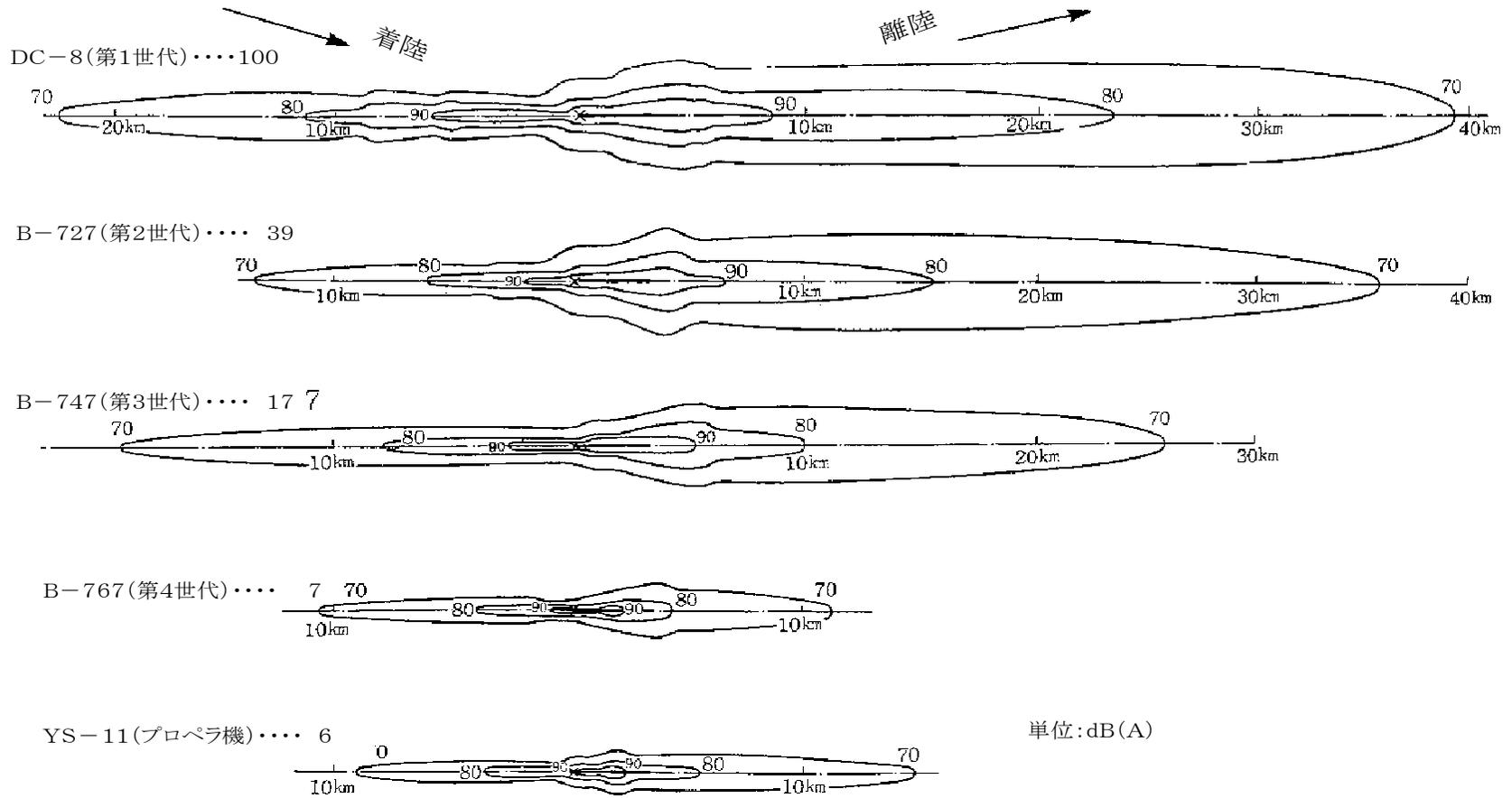
年 月 日	あ て	発	要 請 要 旨	備 考
平成 16 年 2 月 27 日	新東京国際空港公団 総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に 離着陸する飛行便数の低 減、飛行コースの遵守を始 めとする騒音軽減運行の実 施の指導 2 空港敷地内外における防 音林・防音堤等の防音対策 の拡充	平成 14 年度 においても 引き続き環 境基準の達 成率が低い 状況にある ため
平成 16 年 3 月 1 日	国土交通省航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対す る技術開発の促進 2 低騒音型新鋭機の導入促 進を図るための指導 3 深夜・早朝等の時間帯に 離着陸する飛行便数の低 減、飛行コースの遵守を始 めとする騒音軽減運行方式 の確立	
	環境省環境管理局长	知事	運輸省及び新東京国際空港公 団への要請に係る協力依頼	
平成 18 年 3 月 27 日	成田国際空港株式会社 代表取締役社長	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に 離着陸する飛行便数の低 減、飛行コースの遵守を始 めとする騒音軽減運行方式 の徹底 2 空港敷地内外における防 音林・防音堤等の防音対策 の拡充	平成 16 年度 においても 引き続き環 境基準の達 成率が低い 状況にある ため
	国土交通省航空局長	知事	1 航空機の一層の低騒音化 のための技術開発の促進 2 空港及び航空会社に対す る低騒音型機材の導入促進 の指導 3 深夜・早朝等の時間帯に 離着陸する飛行便数の低 減、飛行コースの遵守を始 めとする騒音軽減運行方式 の徹底	
	環境省 水・大気環境局長	知事	国土交通省及び成田国際空港 株式会社への要請に係る協力 依頼	

年 月 日	あ て	発	要 請 要 旨	備 考
平成 20 年 3 月 25 日	成田国際空港株式会社 代表取締役社長	知事	<ol style="list-style-type: none"> 1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減、飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の徹底 2 低騒音型機材の導入促進 3 空港敷地内外における防音林・防音堤等の防音対策の拡充 	平成 18 年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため
	国土交通省航空局長	知事	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の一層の低騒音化のための技術開発の促進 2 空港及び航空会社に対する低騒音型機材の導入促進の指導 3 深夜・早朝等の時間帯における航空機騒音の一層の低減、飛行コースの遵守を始めとする騒音低減運行方式の指導 	
	環境省 水・大気環境局長	知事	国土交通省及び成田国際空港株式会社への要請に係る協力依頼	
平成 22 年 3 月 30 日	成田国際空港株式会社 代表取締役社長	知事	<ol style="list-style-type: none"> 1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機の一層の低騒音化及び飛行コースの遵守を始めとする騒音低減運行方式の徹底 2 低騒音型機材の導入促進 3 空港敷地内外における防音林・防音堤等の防音対策の拡充 	
	国土交通省航空局長	知事	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の低騒音化を図るための更なる技術開発の促進 2 空港及び航空会社に対する低騒音型機材の導入促進の指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機の一層の低騒音化及び飛行コースの遵守を始めとする騒音低減運行方式の指導 	
	環境省 水・大気環境局長	知事	国土交通省及び成田国際空港株式会社への要請に係る協力依頼	

4 空港周辺環境対策の体系



5 航空機別騒音コンターの比較



注 各機種の実尾の数値は、80dB(A)コンター面積のDC-8を100とした場合の数値である。

6 用語の説明

① WECPNL (加重等価平均感覚騒音レベル)

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level の略。航空機騒音測定、評価のために考案されたもので航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別等も加味した騒音のうるささの単位で、日本における「航空機騒音に係る環境基準」の評価に使用されている。

$$\text{(算出式)} \quad \overline{\text{WECPNL}} = \overline{\text{dB (A)}} + 10 \cdot \log_{10} N - 27$$

$\overline{\text{dB (A)}}$: ピークレベルのパワー平均値

N (加重回数) : $N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$

N_1 : 0時から7時までの航空機騒音発生回数

N_2 : 7時から19時までの //

N_3 : 19時から22時までの //

N_4 : 22時から24時までの //

② パワー平均

騒音の大きさ(騒音レベル)は、一般には騒音計の周波数補正回路A特性で測定した値をいう。(単位はdB)

騒音の大きさは、物理量である音のエネルギーを対数で圧縮し、取り扱いやすい数値としていることから、その平均は、それぞれの騒音レベルを一度エネルギー量にもどして算術平均したうえで対数圧縮して求める。これをパワー平均という。

(計算式)

$$\overline{\text{dB (A)}} = 10 \cdot \log_{10} \left(\frac{1}{n} (10^{L_{A1}/10} + 10^{L_{A2}/10} + \dots + 10^{L_{An}/10}) \right)$$

$\overline{\text{dB (A)}}$: 騒音レベルのパワー平均値

$L_{A1}, L_{A2}, \dots, L_{An}$: 1回ごとの騒音レベル

n : 騒音発生回数

③ L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)

個々の航空機騒音の L_{AE} (単発騒音暴露レベル) に夕方 (午後 7 時～午後 10 時) の L_{AE} には 5 デシベル、深夜・早朝 (午後 10 時～午前 7 時) の L_{AE} には 10 デシベルを加え、1 日の平均を次式により算出したもの。

算出式

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left[\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right] \right\}$$

$L_{AE, di}$: 午前 7 時から午後 7 時までの i 番目の L_{AE}

$L_{AE, ej}$: 午後 7 時から午後 10 時までの j 番目の L_{AE}

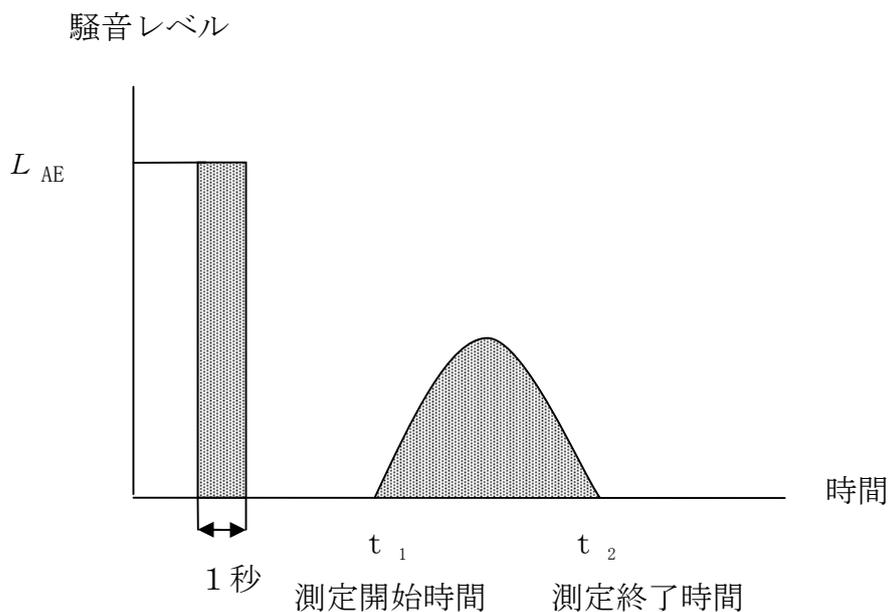
$L_{AE, nk}$: 午後 10 時から午前 7 時までの k 番目の L_{AE}

T_0 : 1 秒

T : 86,400 秒 (=24 時間=1 日)

④ L_{AE} (単発騒音暴露レベル)

単発的に発生する騒音の全エネルギーと等しいエネルギーを持つ継続時間 1 秒の定常音の騒音レベル



平成22年度成田国際空港周辺
航空機騒音測定結果報告書

平成24年1月

千葉県環境生活部大気保全課 大気・特殊公害指導室

千葉県千葉市中央区市場町1番1号
電話 043(223)3805